

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年9月15日
【届出者の氏名又は名称】 / 1	株式会社Amsterdam1
【届出者の住所又は所在地】	東京都港区虎ノ門二丁目6番1号 虎ノ門ヒルズステーションタワー19階
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門二丁目6番1号 虎ノ門ヒルズステーションタワー19階
【電話番号】	(03) 6206 - 6838
【事務連絡者氏名】	代表取締役 清塚 徳
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません
【電話番号】	該当事項はありません
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません
[届出者の氏名又は名称] / 2	株式会社Amsterdam2
[届出者の住所又は所在地]	東京都港区虎ノ門二丁目6番1号 虎ノ門ヒルズステーションタワー19階
[最寄りの連絡場所]	東京都港区虎ノ門二丁目6番1号 虎ノ門ヒルズステーションタワー19階
[電話番号]	(03) 6206 - 6838
[事務連絡者氏名]	代表取締役 清塚 徳
[代理人の氏名又は名称]	該当事項はありません
[代理人の住所又は所在地]	該当事項はありません
[最寄りの連絡場所]	該当事項はありません
[電話番号]	該当事項はありません
[事務連絡者氏名]	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	株式会社Amsterdam1 (東京都港区虎ノ門二丁目6番1号 虎ノ門ヒルズステーションタワー19階) 株式会社Amsterdam2 (東京都港区虎ノ門二丁目6番1号 虎ノ門ヒルズステーションタワー19階) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、株式会社Amsterdam1(以下「Amsterdam1」といいます。)及び株式会社Amsterdam2(以下「Amsterdam2」といいます。)を総称して又は個別にいいます。また、これらの者を総称して「公開買付者ら」ということがあります。

(注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社JPMCをいいます。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注7) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。

(注8) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。

- (注9) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注10) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。）第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

1【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

公開買付者らは、2026年9月14日付で、対象者の株主である、光通信KK投資事業有限責任組合（以下「光通信KK」といいます。）、UH Partners 2投資事業有限責任組合（以下「UH Partners 2」といいます。）及び光通信株式会社（以下「光通信㈱」といい、光通信KK、UH Partners 2及び光通信㈱を総称して「本不応募合意株主（光通信グループ）」といいます。）並びにHIKARI TSUSHIN INVESTMENTS OKINAWA株式会社（以下「HTIO」といいます。）との間で、（ ）本不応募合意株主（光通信グループ）が所有する対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）の全て（所有株式数：1,658,500株、所有割合：9.93%。以下「本不応募合意株式（光通信グループ）」といいます。）について、本公開買付けに応募しない旨、（ ）本公開買付けの成立後に実施予定の、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）第180条に基づく対象者株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会において、本不応募合意株式（光通信グループ）に関して、本株式併合に関連する議案に賛成の議決権を行使することに同意する旨、（ ）本株式併合の効力発生の直前までに、光通信KK及びUH Partners 2がHTIOに対し、本不応募合意株式（光通信グループ）の一部（1,452,100株、所有割合：8.69%）について現物分配を実施すること（以下「本現物分配」といいます。）に合意する旨、（ ）HTIOが本現物分配を受けた対象者株式の全て（1,452,100株、所有割合：8.69%）を対象者が自己株式として取得することに合意する旨の契約を締結したこと、2026年9月14日、本公開買付けにおける買付予定数を12,303,225株（所有割合：73.65%）から10,644,725株（所有割合：63.72%）、買付予定数の下限を6,707,800株（所有割合：40.16%）から5,049,300株（所有割合：30.23%）、本公開買付けにおける対象者株式の1株当たりの買付け等の価格を2,250円から2,270円にそれぞれ変更することを決定し、法令に基づき、本公開買付けにおける買付け等の期間を本書の提出日である2026年9月15日から起算して11営業日を経過した日に当たる2026年10月5日まで延長し、合計41営業日に変更することに伴い、2026年8月4日付で提出した公開買付届出書（2026年8月6日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。以下同じです。）につきまして、記載事項及びその添付書類である公開買付開始公告の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものです。

2【訂正事項】

公開買付届出書

第1 公開買付要項

3 買付け等の概要

4 買付け等の目的

(1) 公開買付けの目的の概要

(2) 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針

公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

買付け等の価格の算定の経緯及び基礎

() 買付け等の価格の算定の基礎

対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

() 検討体制の構築の経緯

() 検討・交渉の経緯

() 判断内容

公開買付け後の経営方針

(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置

対象者における独立した特別委員会の設置及び意見（答申書）の取得

() 検討の経緯

() 判断内容

対象者の特別委員会における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得及びフェアネス・オピニオンの取得

() 算定機関の名称並びに対象者及び公開買付関連当事者との関係

() 本フェアネス・オピニオンの概要

対象者における利害関係を有しない取締役（監査等委員を含む。）全員の承認

本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

マジョリティ・オブ・マイノリティ（Majority of Minority）を上回る買付予定数の下限の設定

(4) 公開買付け後の組織再編等の方針

- (6) 公開買付けに係る重要な合意
 - (7) その他公開買付けに関する重要な事項
 - 5 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数
 - (1) 買付け等の期間等
 - 買付け等の期間
 - (2) 買付け等の価格
 - (3) 買付予定の株券等の数
 - 6 買付け等を行った後における株券等所有割合
 - 9 買付け等に要する資金
 - (1) 買付け等に要する資金等
 - (2) 買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等
 - 届出日以後に借入れを予定している資金
 - 11 決済の方法
 - (2) 決済の開始日
 - 12 その他買付け等の条件及び方法
 - (1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容
 - 第3 公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況
 - 1 株券等の所有状況
 - (1) 公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計
 - (3) 特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）
 - (4) 特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）
 - 特別関係者
 - 所有株券等の数
 - 5 大量保有報告書等の提出状況
- 公開買付届出書の添付書類

3【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

公開買付届出書

第1【公開買付要項】

3【買付け等の概要】

(訂正前)

公開買付けの目的	非公開化
買付け等の期間	2026年8月4日(火曜日)から2026年9月15日(火曜日)まで(30営業日)
買付け等の価格	普通株式1株につき、金2,250円
買付予定数の下限	6,707,800(株)(注1)
買付予定数の上限	—(株)
対象者の意見	対象者が、2026年8月3日付で公表した「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」(以下「対象者プレスリリース」といいます。)によれば、対象者は、同日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議したとのことです。

(注1) 当該買付予定数の下限について買付け等を行った場合における当該買付け等の後の公開買付者らの株券等所有割合(法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいい、その者に同条第1項第1号に規定する特別関係者がある場合にあっては、その株券等所有割合を加算したものをいいます。)は、66.62%です。

(訂正後)

公開買付けの目的	非公開化
買付け等の期間	2026年8月4日(火曜日)から2026年10月5日(月曜日)まで(41営業日)
買付け等の価格	普通株式1株につき、金2,270円
買付予定数の下限	5,049,300(株)(注1)
買付予定数の上限	—(株)
対象者の意見	対象者が、2026年8月3日付で公表した「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」(以下、対象者が2026年9月15日付で公表した「(変更)MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」と併せて、「対象者プレスリリース」といいます。)によれば、対象者は、2026年8月3日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議し、その後、2026年9月14日開催の対象者取締役会において、本買付条件変更(以下に定義します。)を踏まえても、本公開買付けに賛同する旨の意見並びに対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を維持することを決定したとのことです。

(注1) 当該買付予定数の下限について買付け等を行った場合における当該買付け等の後の公開買付者らの株券等所有割合(法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいい、その者に同条第1項第1号に規定する特別関係者がある場合にあっては、その株券等所有割合を加算したものをいいます。)は、66.62%です。

4【買付け等の目的】

(1)【公開買付けの目的の概要】

(訂正前)

<前略>

本公開買付けの実施にあたり、公開買付者らは、2026年8月3日付で、武藤氏の資産管理会社であり、武藤氏が代表取締役役に就任し、かつその株式の全てを所有する対象者の第一位株主（2025年12月31日現在）である株式会社ムトウエンタープライズ2（所有株式数：4,401,400株、所有割合（注3）：26.35%。以下「本不応募合意株主」といいます。）との間で、公開買付不応募契約（以下「本不応募契約」といいます。）を締結し、本不応募合意株主は、その所有する対象者株式の全て（以下「本不応募合意株式」といいます。）について本公開買付けに応募しない旨、本臨時株主総会（下記「(4) 公開買付け後の組織再編等の方針」において定義します。以下同じです。）において、本不応募合意株式に関して、本株式併合（以下に定義します。以下同じです。）に関連する議案に本不応募合意株主が賛成する旨、また、本株式併合の効力発生後に本不応募合意株主が本自己株式取得（以下に定義します。以下同じです。）に応じて本不応募合意株式の全てを対象者に売却する旨等について合意しております。本自己株式取得は、本自己株式取得価格（以下に定義します。）を、みなし配当の益金不算入規定が適用されることを考慮して、本自己株式取得に応じた場合に得られる税引後手取り額が仮に本不応募合意株主が本公開買付けに応募した場合の税引後手取り額と同額となるよう設定することにより、株主間の公平性に配慮しつつ、本公開買付価格（以下に定義します。以下同じです。）の最大化を図ることを企図するものです。

また、公開買付者らは、2026年8月3日付で、対象者の第四位株主（2025年12月31日現在）である武藤氏（所有株式数：525,608株、所有割合：3.15%）との間で、公開買付応募契約（以下「本応募契約（武藤氏）」といいます。）を締結し、武藤氏が所有する対象者株式の全てから、本譲渡制限付株式（取締役）のうち、武藤氏に対して付与された20,243株を控除した505,365株（所有割合：3.03%）（以下「本応募合意株式（武藤氏）」といいます。）について、本公開買付けに応募する旨を合意しております。また、公開買付者らは、2026年8月3日付で、武藤氏の資産管理会社であり、武藤氏が代表取締役役に就任し、かつその株式の50%を所有する株式会社ムトウエンタープライズ3（以下「ムトウエンタープライズ3」といい、武藤氏及びムトウエンタープライズ3を総称して「本応募合意株主」といいます。）（所有株式数：87,900株、所有割合：0.53%。以下「本応募合意株式（ムトウエンタープライズ3）」といいます。）との間で、公開買付応募契約（以下「本応募契約（ムトウエンタープライズ3）」といい、本応募契約（武藤氏）及び本応募契約（ムトウエンタープライズ3）を総称して「本応募契約」といいます。）を締結し、ムトウエンタープライズ3が所有する対象者株式の全てを本公開買付けに応募する旨を合意しております。なお、本不応募契約及び本応募契約の詳細については、下記「(6) 公開買付けに係る重要な合意」の「本不応募契約」、「本応募契約（武藤氏）」及び「本応募契約（ムトウエンタープライズ3）」をご参照ください。

(注3) 「所有割合」とは、対象者が2026年5月11日に公表した「2026年12月期第1四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」（以下「対象者決算短信」といいます。）に記載された2026年3月31日現在の発行済株式総数（17,725,600株）から、同日現在の対象者が所有する自己株式数（1,020,975株）（なお、当該自己株式数には、対象者の「株式給付信託（J-ESOP）」の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が所有する対象者株式（2,555株）を含めておりません。以下、対象者が所有する自己株式数について同じです。）を控除した株式数（16,704,625株、以下「本基準株式数」といいます。）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入。以下、所有割合の計算において同じです。）をいいます。

公開買付者らは、本公開買付けにおいて、6,707,800株（所有割合：40.16%）を買付予定数の下限（注4）と設定しており、本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の数の合計が買付予定数の下限（6,707,800株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。他方、上記のとおり、公開買付者らは、対象者株式の全て（ただし、本譲渡制限付株式を含み、本不応募合意株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得することにより、対象者株式を非公開化することを企図しているため、買付予定数の上限は設定しておらず、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（6,707,800株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注4) 買付予定数の下限（6,707,800株）については、本基準株式数（16,704,625株）に係る議決権の数（167,046個）に3分の2を乗じた数（111,364個）から本不応募合意株式に係る議決権の数（44,014個）及び本譲渡制限付株式（取締役）（27,287株）に係る議決権の数（272個）（注5）を控除した議決権の数（67,078個）に、対象者の単元株式数（100株）を乗じた株式数（6,707,800株）としております。これは、公開買付者らは、本公開買付けにおいて、対象者株式の全て（ただし、本譲渡制限付株式を含み、本不応募合意株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得し、対象者株式を非公開化することを目的としているところ、下記「(4) 公開買付け後の組織再編等の方針」に記載の会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」

といたします。)第180条に基づく対象者株式の併合(以下「本株式併合」といいます。)の
実施する際には、会社法第309条第2項に規定する株主総会における特別決議が要件とされ
ることから、本株式併合を確実に遂行すべく、本公開買付け後に公開買付者ら、本不
応募合意株主及び本株式併合の手に賛同すると見込まれる対象者の取締役が対象者の
総株主の総議決権数の3分の2以上を所有することとなるようにするためです。

(注5) 本譲渡制限付株式(取締役)に関しては、譲渡制限が付されていることから本
公開買付けに応募することができませんが、対象者は、2026年8月3日開催の対
象者取締役会において、本譲渡制限付株式(取締役)を所有する取締役2名を含む、
決議に参加した8名の取締役全員の賛成により、本公開買付けに賛同の意見を表
明するとともに、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募を推奨するこ
とを決議しており、本譲渡制限付株式(取締役)を所有する対象者の取締役から、
本公開買付けが成立した場合には、本スクイズアウト手続(以下で定義します。)
に賛同する旨の回答を得ていることから、買付予定数の下限を考慮するにあたり、
これらの本譲渡制限付株式(取締役)に係る議決権の数を控除しております。

< 中略 >

なお、公開買付者らは、本株式併合の効力発生後に、本自己株式取得を実行するた
めの資金を確保すること及び本自己株式取得を実行するための分配可能額を確保
することを目的とする、公開買付者らから対象者に対する本自己株式取得に係る
対価に充てる資金の提供(公開買付者らを引受人とする種類株式の第三者割当増
資によることを予定しております。なお、種類株式による増資としているのは、本
自己株式取得における法人税法(昭和40年法律第34号。その後の改正を含みます。)
に定めるみなし配当の計算に用いる資本金等の額には影響を及ぼさず、分配可
能額を増やすことができる等、本不応募合意株主及び対象者の一般株主の利益に
最大限資するストラクチャーとするためです。種類株式の内容は本書提出日現在未
定です。以下「本資金提供」といいます。)並びに対象者における会社法第447条
第1項及び第448条第1項に基づく対象者の資本金及び資本準備金の額の減少
(以下「本減資等」といいます。)(注6)を実施することを予定しております。

(注6) 本減資等においては、対象者の資本金及び資本準備金の額を減少し、そ
の他資本剰余金へ振り替える予定です。

また、公開買付者らは、本株式併合の効力発生、本資金提供及び本減資等後、
対象者が本不応募合意株式の取得(以下「本自己株式取得」といい、本自己株式取得
に係る自己株式取得価格を「本自己株式取得価格」といいます。)を実施するこ
とを予定しております。本自己株式取得価格は、みなし配当の益金不算入規定が
適用されることを考慮して、本自己株式取得に応じた場合に得られる税引後手
取り額が仮に本不応募合意株主が本公開買付けに応募した場合の税引後手取り
額と同額となる金額として、本株式併合前の対象者株式1株当たり1,860円を予
定しています。本自己株式取得は、仮に本不応募合意株主が本公開買付けに
応募した場合に得られる税引後手取り額と本自己株式取得に応じた場合の税引
後手取り額が同額となる金額を基準として設定しつつ本自己株式取得価格を抑
え、対象者の少数株主の皆様への配分をより多くすることで、株主間の公平性
に配慮しつつ、本公開買付け価格の最大化を図るためにサンライズキャピタル
から本不応募合意株主に提案したものです。

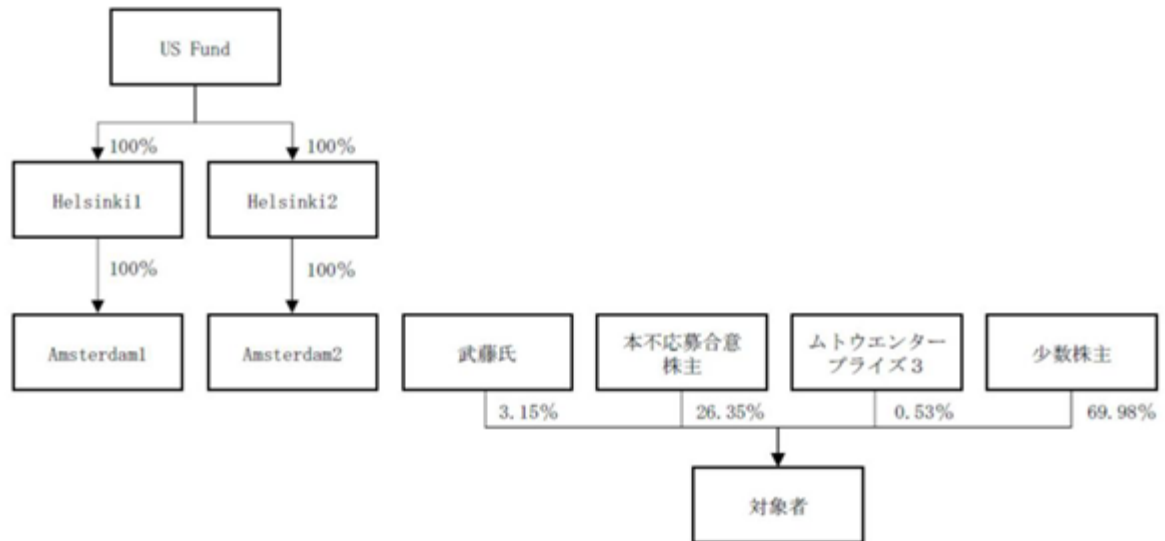
さらに、公開買付者ら及び武藤氏は、本応募契約において、武藤氏が本自己
株式取得の実施後に、公開買付者親会社らに対して再出資(以下「本再出資」と
いいます。)することを合意しております。なお、本再出資における公開買付者
親会社らの普通株式1株当たりの対価を決定する前提となる対象者株式の評
価は、公開買付け価格の均一性規制(法第27条の2第3項)の趣旨に抵触しない
よう、本公開買付けにおける対象者株式の1株当たりの買付け等の価格(以下
「本公開買付け価格」といいます。)と同一の価格である2,250円(ただし、
本スクイズアウト手続として実施する本株式併合における対象者株式の併合の
割合、その他対象者の発行済株式総数の変更等に伴い合理的な調整を行う予
定です。)とする予定であり、当該取引の結果として、武藤氏は、公開買付
者親会社らの議決権保有割合のそれぞれ5%を保有することとなる見込みです。

< 中略 >

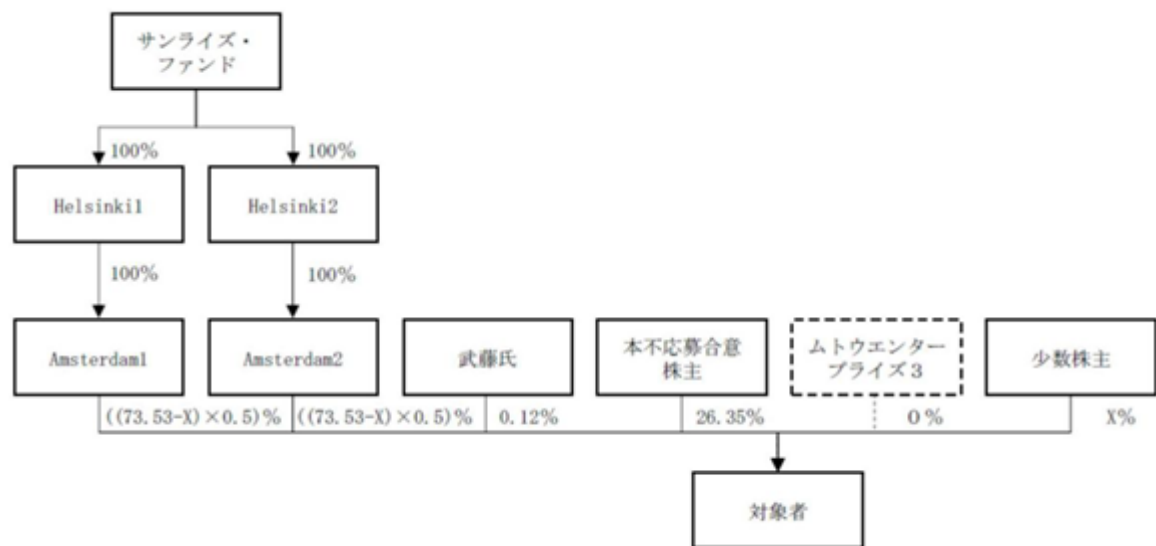
なお、対象者プレスリリースによれば、対象者は、2026年8月3日開催の対
象者取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対
象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議
したとのことです。対象者取締役会の意思決定の過程の詳細については、対
象者プレスリリース及び下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」
の「対象者における利害関係を有しない取締役(監査等委員を含む。)全員の
承認」をご参照ください。

なお、本取引を図で表示すると、大要以下のとおりとなります。

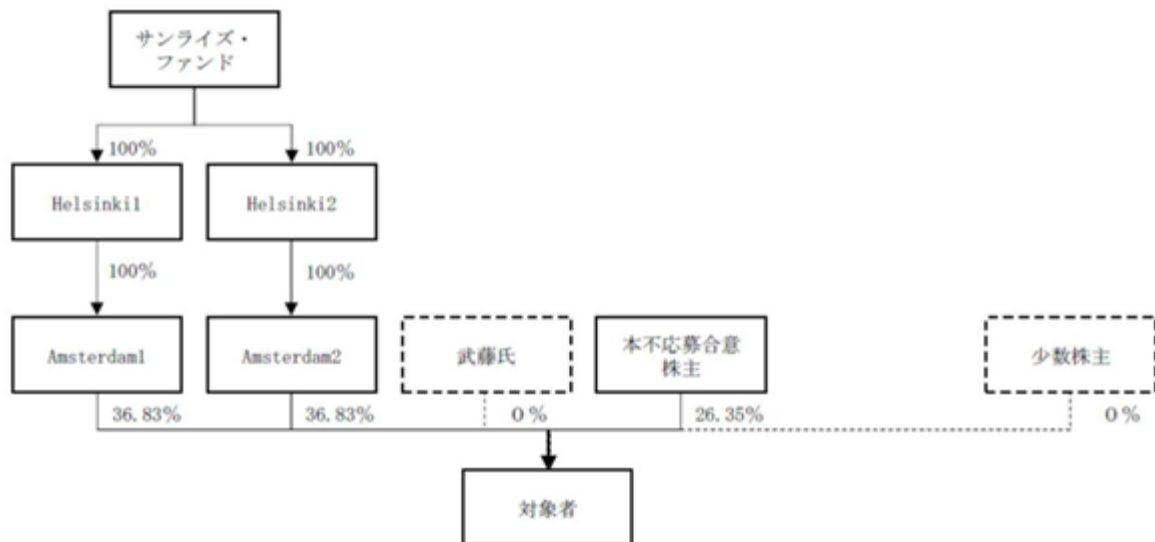
本公開買付けの実施前



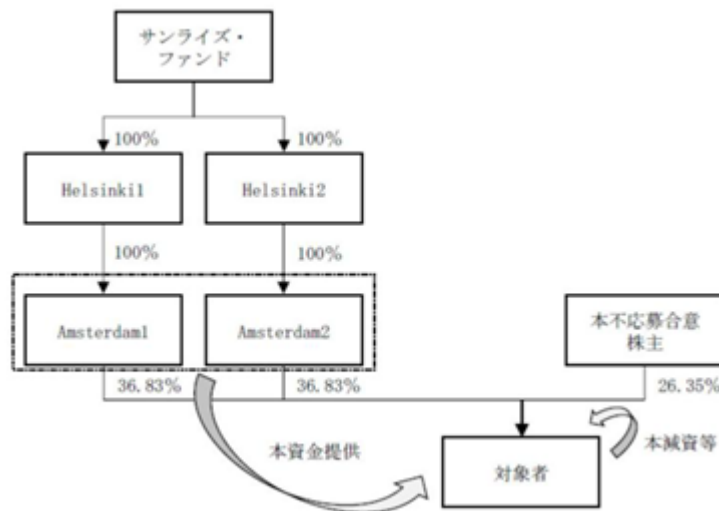
本公開買付けの実施後



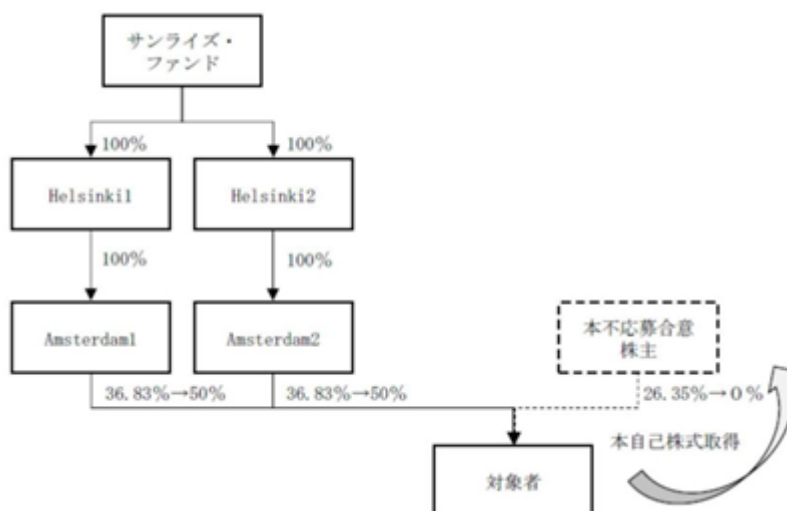
__ 本スクイーズアウト手続の実施後（2026年12月中旬（予定））



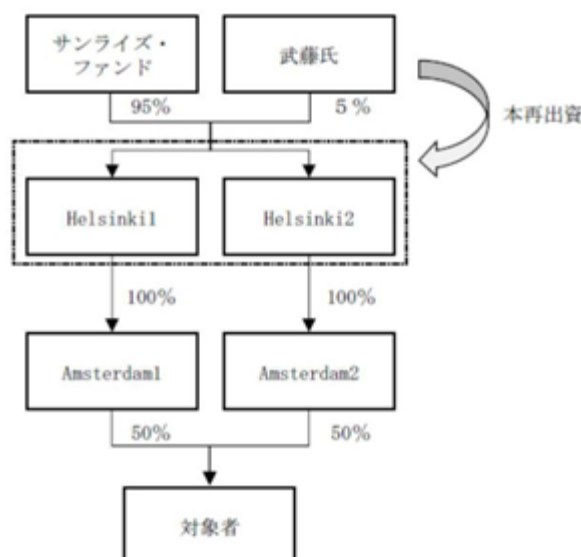
__ 本自己株式取得に向けた本資金提供及び本減資等（2026年12月中旬（予定））



__ 本自己株式取得の実施後（2026年12月下旬（予定））



― 本再出資の実施後（2027年2月上旬（予定））



（訂正後）

< 前略 >

本公開買付けの実施にあたり、公開買付者らは、2026年8月3日付で、武藤氏の資産管理会社であり、武藤氏が代表取締役役に就任し、かつその株式の全てを所有する対象者の第一位株主（2025年12月31日現在）である株式会社ムトウエンタープライズ2（所有株式数：4,401,400株、所有割合（注3）：26.35%。以下「本不応募合意株主（ムトウエンタープライズ2）」といいます。）との間で、公開買付不応募契約（以下「本不応募契約（ムトウエンタープライズ2）」といいます。）を締結し、本不応募合意株主（ムトウエンタープライズ2）は、その所有する対象者株式の全て（以下「本不応募合意株式（ムトウエンタープライズ2）」といいます。）について本公開買付けに応募しない旨、本臨時株主総会（下記「（4）公開買付け後の組織再編等の方針」において定義します。以下同じです。）において、本不応募合意株式（ムトウエンタープライズ2）に関して、本株式併合（以下に定義します。以下同じです。）に関連する議案に本不応募合意株主（ムトウエンタープライズ2）が賛成する旨、また、本株式併合の効力発生後に本不応募合意株主（ムトウエンタープライズ2）が本自己株式取得（ムトウエンタープライズ2）（以下に定義します。以下同じです。）に応じて本不応募合意株式（ムトウエンタープライズ2）の全てを対象者に売却する旨等について合意しております。本自己株式取得（ムトウエンタープライズ2）は、本自己株式取得価格（ムトウエンタープライズ2）（以下に定義します。）を、みなし配当の益金不算入規定が適用されることを考慮して、本自己株式取得（ムトウエンタープライズ2）に応じた場合に得られる税引後手取り額が仮に本不応募合意株主（ムトウエンタープライズ2）が本公開買付けに応募した場合の税引後手取り額と同額となるよう設定することにより、株主間の公平性に配慮しつつ、本公開買付価格（以下に定義します。以下同じです。）の最大化を図ることを企図するものです。

また、公開買付者らは、2026年8月3日付で、対象者の第四位株主（2025年12月31日現在）である武藤氏（所有株式数：525,608株、所有割合：3.15%）との間で、公開買付応募契約（以下「本応募契約（武藤氏）」といいます。）を締結し、武藤氏が所有する対象者株式の全てから、本譲渡制限付株式（取締役）のうち、武藤氏に対して付与された20,243株を控除した505,365株（所有割合：3.03%）（以下「本応募合意株式（武藤氏）」といいます。）について、本公開買付けに応募する旨を合意しております。また、公開買付者らは、2026年8月3日付で、武藤氏の資産管理会社であり、武藤氏が代表取締役役に就任し、かつその株式の50%を所有する株式会社ムトウエンタープライズ3（以下「ムトウエンタープライズ3」といい、武藤氏及びムトウエンタープライズ3を総称して「本応募合意株主」といい。）（所有株式数：87,900株、所有割合：0.53%。以下「本応募合意株式（ムトウエンタープライズ3）」といいます。）との間で、公開買付応募契約（以下「本応募契約（ムトウエンタープライズ3）」といい、本応募契約（武藤氏）及び本応募契約（ムトウエンタープライズ3）を総称して「本応募契約」といい。）を締結し、ムトウエンタープライズ3が所有する対象者株式の全てを本公開買付けに応募する旨を合意しております。また、公開買付者らは、2026年9月14日付で、本不応募合意株主（光通信グループ）（以下に定義します。以下同じです。）及びHIKARI TSUSHIN INVESTMENTS OKINAWA株式会社（以下「HTIO」といい、本不応募合意株主（光通信グループ）及びHTIOを総称して「光通信グループ」といい。また、本不応募合意株主（ムトウエンタープライズ2）及びHTIOを総称して「本残存株主」といい。）との間で公開買付不応募契約（以下「本不応募契約（光通信グループ）」といいます。）を締結し、対象者の第三位株主（2025年12月31日現在）である光通信KK投資事業有限責任組合（以下「光通信KK」といい。）が所有する対象

者株式（所有株式数：1,165,200株、所有割合：6.98%）、対象者の第七位株主（2025年12月31日現在）であるUH Partners 2投資事業有限責任組合（以下「UH Partners 2」といいます。）が所有する対象者株式（所有株式数：316,100株、所有割合：1.89%）及び光通信株式会社（以下「光通信株」といいます。また、光通信KK、UH Partners 2及び光通信株を総称して「本不応募合意株主（光通信グループ）」といい、本不応募合意株主（ムトウエンタープライズ2）と併せて「本不応募合意株主」といいます。）が所有する対象者株式（所有株式数：177,200株、所有割合：1.06%）の全て（所有株式数の合計：1,658,500株、所有割合の合計：9.93%。以下「本不応募合意株式（光通信グループ）」といい、本不応募合意株式（ムトウエンタープライズ2）及び本不応募合意株式（光通信グループ）を総称して「本不応募合意株式」といいます。）について本公開買付けに応募しないこと、本公開買付けが成立した場合には本臨時株主総会において本株式併合に関連する各議案に賛成すること、本公開買付けの決済開始日の翌日以降かつ本株式併合の効力発生日の前営業日前までに、光通信KK及びUH Partners 2がHTIOに対し、本不応募合意株式（光通信グループ）の一部（1,452,100株、所有割合：8.69%）について現物分配（以下「本現物分配」といいます。）を実施すること、HTIOが本現物分配を受けた対象者株式の全て（1,452,100株、所有割合：8.69%）を対象者が自己株式として取得することを合意しております。

なお、本不応募契約（ムトウエンタープライズ2）、本不応募契約（光通信グループ）及び本応募契約の詳細については、下記「（6）公開買付けに係る重要な合意」の「本不応募契約（ムトウエンタープライズ2）」、「本不応募契約（光通信グループ）」、「本応募契約（武藤氏）」及び「本応募契約（ムトウエンタープライズ3）」をご参照ください。

（注3）「所有割合」とは、対象者が2026年5月11日に公表した「2026年12月期第1四半期決算短信（日本基準）（連結）」（以下「対象者決算短信」といいます。）に記載された2026年3月31日現在の発行済株式総数（17,725,600株）から、同日現在の対象者が所有する自己株式数（1,020,975株）（なお、当該自己株式数には、対象者の「株式給付信託（J-ESOP）」の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が所有する対象者株式（2,555株）を含めておりません。以下、対象者が所有する自己株式数について同じです。）を控除した株式数（16,704,625株、以下「本基準株式数」といいます。）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入。以下、所有割合の計算において同じです。）をいいます。

公開買付者は、本公開買付けにおいて、5,049,300株（所有割合：30.23%）を買付予定数の下限（注4）と設定しており、本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の数の合計が買付予定数の下限（5,049,300株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。他方、上記のとおり、公開買付者は、対象者株式の全て（ただし、本譲渡制限付株式を含み、本不応募合意株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得することにより、対象者株式を非公開化することを企図しているため、買付予定数の上限は設定しておらず、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（5,049,300株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

（注4）買付予定数の下限（5,049,300株）については、本基準株式数（16,704,625株）に係る議決権の数（167,046個）に3分の2を乗じた数（111,364個）から本不応募合意株式に係る議決権の数（60,599個）及び本譲渡制限付株式（取締役）（27,287株）に係る議決権の数（272個）（注5）を控除した議決権の数（50,493個）に、対象者の単元株式数（100株）を乗じた株式数（5,049,300株）としております。これは、公開買付者は、本公開買付けにおいて、対象者株式の全て（ただし、本譲渡制限付株式を含み、本不応募合意株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得し、対象者株式を非公開化することを目的としているところ、下記「（4）公開買付け後の組織再編等の方針」に記載の会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第180条に基づく対象者株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）の手續を実施する際には、会社法第309条第2項に規定する株主総会における特別決議が要件とされることから、本株式併合を確実に遂行すべく、本公開買付け後に公開買付者ら、本不応募合意株主及び本株式併合の手續に賛同すると見込まれる対象者の取締役が対象者の総株主の総議決権数の3分の2以上を所有することとなるようにするためです。

（注5）本譲渡制限付株式（取締役）に関しては、譲渡制限が付されていることから本公開買付けに応募することができませんが、対象者は、2026年8月3日開催の対象者取締役会において、本譲渡制限付株式（取締役）を所有する取締役2名を含む、決議に参加した8名の取締役全員の賛成により、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募を推奨することを決議しており、本譲渡制限付株式（取締役）を所有する対象者の取締役から、本公開買付けが成立した場合には、本スクイズアウト手續（以下で定義します。）に賛同する旨の回答を得ていることから、買付予定数の下限を考慮するにあたって、これらの本譲渡制限付株式（取締役）に係る議決権の数を控除しております。

< 中略 >

なお、公開買付者らは、本株式併合の効力発生後に、本不応募合意株式（ムトウエンタープライズ2）を自己株式として取得すること（以下「本自己株式取得（ムトウエンタープライズ2）」といいます。）、及びHTIOが本現物分配を受けた対象者株式の全て（1,452,100株、所有割合：8.69%）を自己株式として取得すること（以下「本自己株式取得（光通信グループ）」といい、「本自己株式取得（ムトウエンタープライズ2）」及び「本自己株式取得（光通信グループ）」を総称して「本自己株式取得」といいます。）を実行するための資金を確保すること及び本自己株式取得を実行するための分配可能額を確保することを目的とする、公開買付者らから対象者に対する本自己株式取得に係る対価に充てる資金の提供（公開買付者らを引受人とする種類株式の第三者割当増資によることを予定しております。なお、種類株式による増資としているのは、本自己株式取得における法人税法（昭和40年法律第34号。その後の改正を含みます。以下「法人税法」といいます。）に定めるみなし配当の計算に用いる資本金等の額には影響を及ぼさず、分配可能額を増やすことができる等、本不応募合意株主及び対象者の一般株主の利益に最大限資するストラクチャーとするためです。種類株式の内容は本書提出日現在未定です。以下「本資金提供」といいます。）並びに対象者における会社法第447条第1項及び第448条第1項に基づく対象者の資本金及び資本準備金の額の減少（以下「本減資等」といいます。）（注6）を実施することを予定しております。

（注6） 本減資等においては、対象者の資本金及び資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金へ振り替える予定です。

また、公開買付者らは、本株式併合の効力発生、本資金提供及び本減資等後、対象者が本自己株式取得（ムトウエンタープライズ2）を実施することを予定しております。本自己株式取得（ムトウエンタープライズ2）に係る自己株式取得価格（以下「本自己株式取得価格（ムトウエンタープライズ2）」といいます。）は、みなし配当の益金不算入規定が適用されることを考慮して、本自己株式取得（ムトウエンタープライズ2）に応じた場合に得られる税引後手取り額が仮に本不応募合意株主（ムトウエンタープライズ2）が本公開買付けに応募した場合の税引後手取り額と同額となる金額として、本株式併合前の対象者株式1株当たり1,860円を予定しておりましたが、HTIOが本自己株式取得（光通信グループ）に応じることにより、本公開買付けにおける対象者株式の1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）が変更されたことに伴い、1,872円を予定しています。本自己株式取得（ムトウエンタープライズ2）は、仮に本不応募合意株主（ムトウエンタープライズ2）が本公開買付けに応募した場合に得られる税引後手取り額と本自己株式取得（ムトウエンタープライズ2）に応じた場合の税引後手取り額が同額となる金額を基準として設定しつつ本自己株式取得価格（ムトウエンタープライズ2）を抑え、対象者の少数株主の皆様への配分をより多くすることで、株主間の公平性に配慮しつつ、本公開買付価格の最大化を図るためにサンライズキャピタルから本不応募合意株主（ムトウエンタープライズ2）に提案したものです。

さらに、公開買付者らは、本株式併合の実行性を確保しつつ、本現物分配を受けるHTIOが本自己株式取得（光通信グループ）に応じることにより、HTIOにおいて、法人税法に定めるみなし配当の益金不算入規定が適用されることが見込まれることを踏まえ、本公開買付価格の最大化を再考し、対象者の少数株主の皆様へ配分をより多くすることを目的に、光通信グループとの間で、本株式併合の効力発生の直前までに、本現物分配を行うことを合意しております。なお、本現物分配は、本不応募合意株主（光通信グループ）が所有する対象者株式の一部をHTIOに集約し（注6-1）、HTIOの所有割合を高めることによって、本スクイズアウト手続の効力発生日において、公開買付者ら及び本残存株主以外に、公開買付者ら及び本残存株主がそれぞれ所有する対象者株式の数のうち最も少ない数以上の対象者株式を所有する対象者の株主が存在する可能性を可及的に下げ、本スクイズアウト手続の安定性を高めることを目的としております。そして、本自己株式取得（光通信グループ）に係る自己株式取得価格（本株式併合前の対象者株式1株当たり2,061円。以下「本自己株式取得価格（光通信グループ）」といいます。）は、HTIOにおいて法人税法に定めるみなし配当の益金不算入規定が適用されることが見込まれること及び本自己株式取得（光通信グループ）の実施に伴い本公開買付価格が引き上げられることにより少数株主の皆様の利益に資することを踏まえて、サンライズキャピタルから光通信グループに対して提案し、光通信グループとの協議・交渉を経て合意したものです。公開買付者らは、法人株主が自己株式取得により株式を売却した場合の税務上の取扱いも踏まえ、公開買付者らが合理的に設定した前提条件において、本自己株式取得（光通信グループ）が行われた場合のHTIOの税引後手取り額が、仮にHTIOが本公開買付けに応募した場合に得られる税引後手取り額と同額以下となるよう、HTIOの適用税率を踏まえて、本自己株式取得価格（光通信グループ）を決定しております。また、HTIOは、本書提出日現在、対象者株式を所有しておりませんが、光通信KK、UH Partners 2及び光通信㈱に出資を行っている無限責任組員であり、光通信KK、UH Partners 2及び光通信㈱とは、本現物分配の実施する日以前1年以上継続して形式的基準による特別関係者（法第27条の2第7項第1号、令第9条）に該当することから、本現物分配は、法第27条の2第1項但書、及び府令第3条第1項に定める適用除外買付け等として行うことを予定しているとのことです。

(注6-1) 本現物分配により、U H Partners 2の所有する対象者株式のうち310,000株、光通信KKの所有する対象者株式のうち1,142,100株、合計1,452,100株(所有割合:8.69%)が、HTIOに集約される予定です。

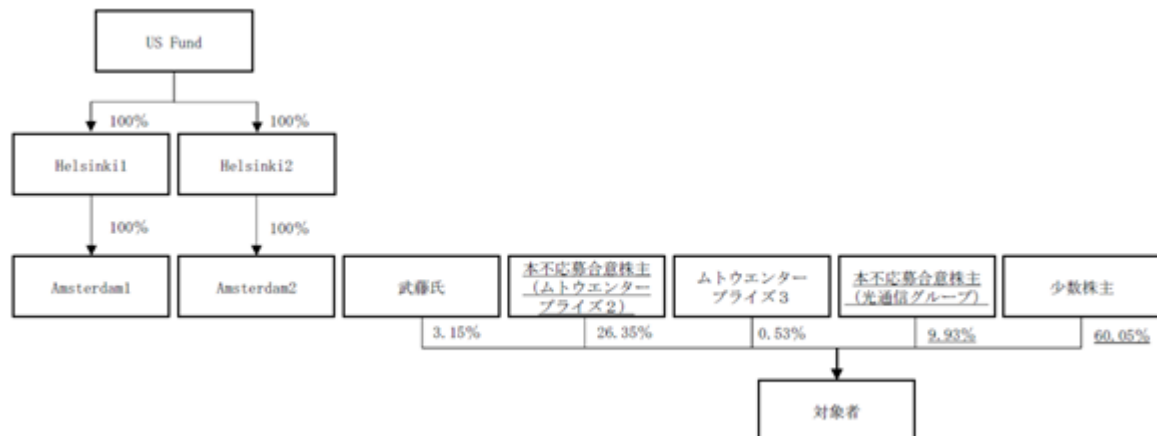
さらに、公開買付者ら及び武藤氏は、本応募契約において、武藤氏が本自己株式取得の実施後に、公開買付者親会社らに対して再出資(以下「本再出資」といいます。)することを合意しております。なお、本再出資における公開買付者親会社らの普通株式1株当たりの対価を決定する前提となる対象者株式の評価は、公開買付価格の均一性規制(法第27条の2第3項)の趣旨に抵触しないよう、本公開買付価格と同一の価格である2,270円(ただし、本スクイズアウト手続として実施する本株式併合における対象者株式の併合の割合、その他対象者の発行済株式総数の変更等に伴い合理的な調整を行う予定です。)とする予定であり、当該取引の結果として、武藤氏は、公開買付者親会社らの議決権保有割合のそれぞれ5%を保有することとなる見込みです。

<中略>

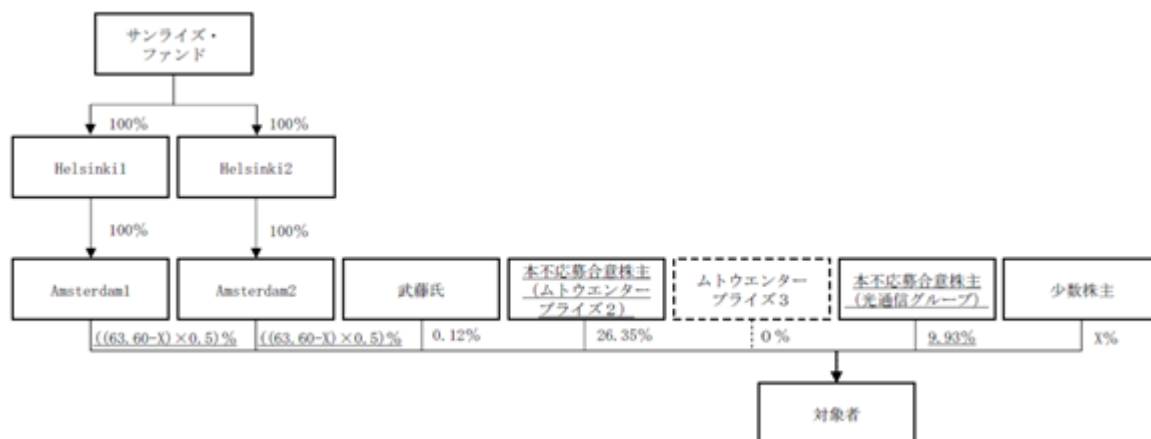
なお、対象者プレスリリースによれば、対象者は、2026年8月3日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議したとのことです。その後、対象者は、下記「(2) 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針」の「対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」に記載のとおり、2026年9月14日開催の対象者取締役会において、本公開買付けにおける買付予定数を12,303,225株(所有割合:73.65%)から10,644,725株(所有割合:63.72%)、買付予定数の下限を6,707,800株(所有割合:40.16%)から5,049,300株(所有割合:30.23%)、本公開買付価格を2,250円から2,270円にそれぞれ変更することを決定し、法令に基づき、公開買付期間(以下に定義します。)を延長することを内容とする買付条件の変更(以下「本買付条件変更」といいます。)を踏まえても、本公開買付けに賛同する旨の意見並びに対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を維持することを決定したとのことです。対象者取締役会の意思決定の過程の詳細については、対象者プレスリリース及び下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における利害関係を有しない取締役(監査等委員を含む。)全員の承認」をご参照ください。

なお、本取引を図で表示すると、大要以下のとおりとなります。

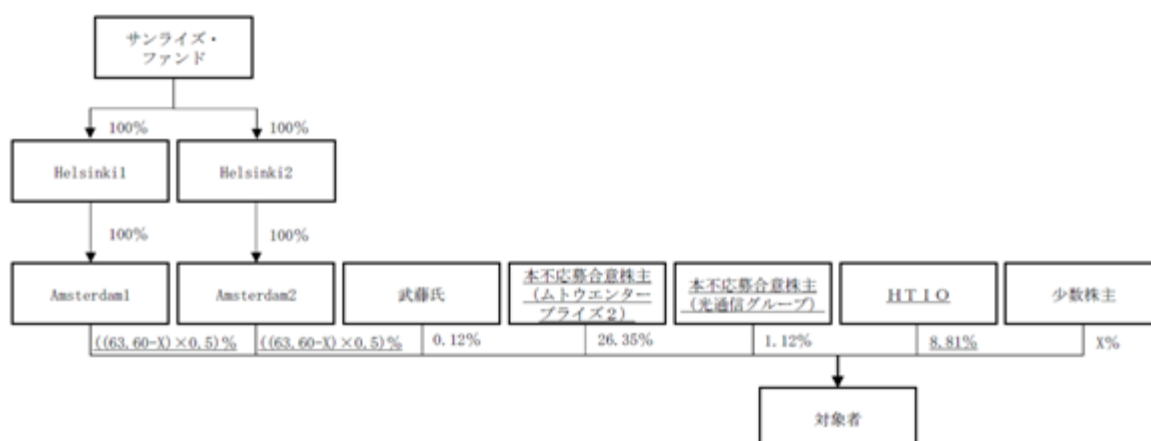
本公開買付けの実施前



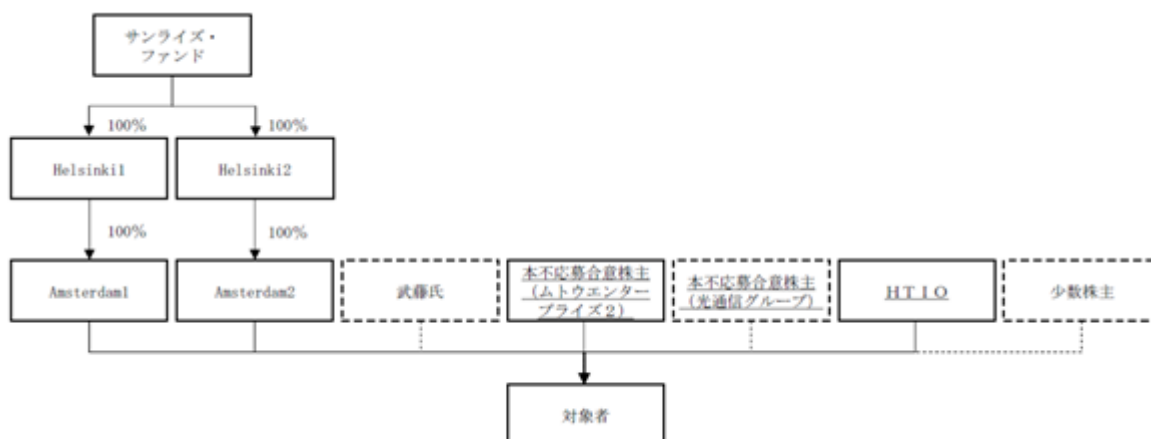
本公開買付けの実施後



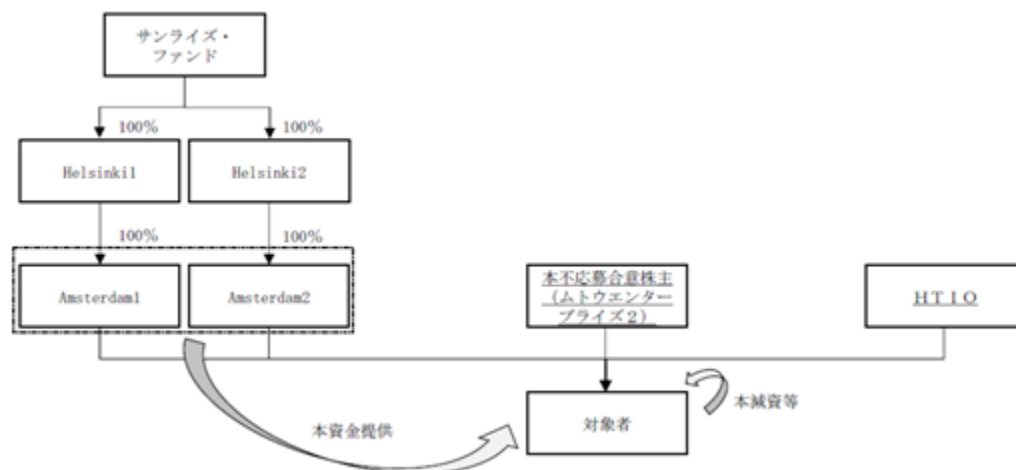
本現物分配後



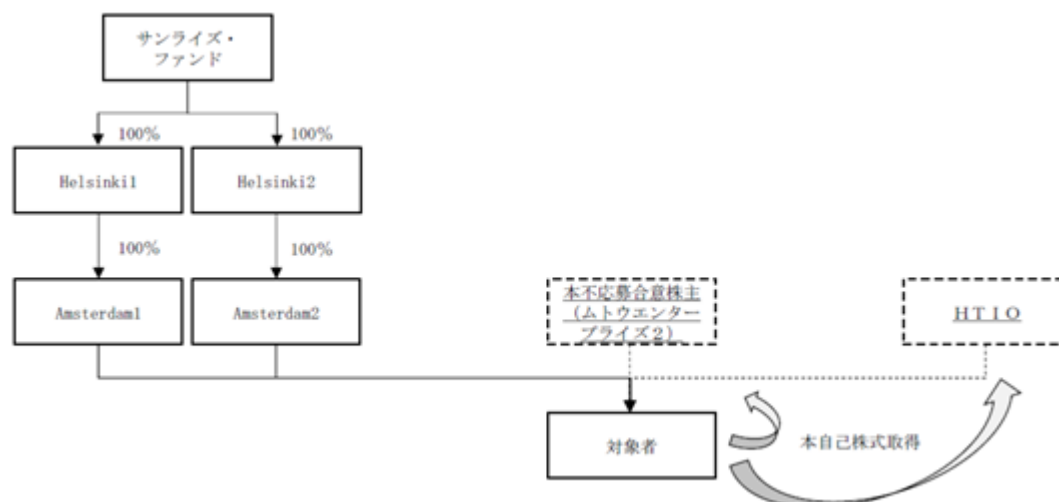
本スクイズアウト手続の実施後（2027年1月上旬（予定））



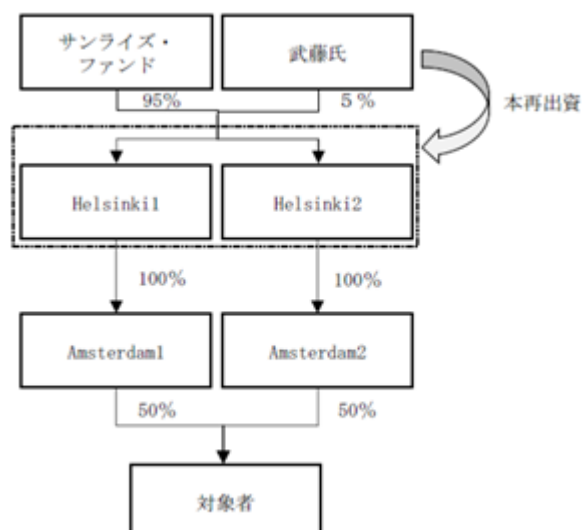
__ 本自己株式取得に向けた本資金提供及び本減資等（2027年1月上旬（予定））



__ 本自己株式取得の実施後（2027年1月上旬（予定））



__ 本再出資の実施後（2027年2月上旬（予定））



(2) 【公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針】

【公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程】

(訂正前)

< 前略 >

このような検討の結果等を踏まえ、サンライズキャピタルは、2026年7月1日に、対象者株式を非公開化することを前提として本取引を行うこと、及び、対象者グループが開示した財務情報等の資料、対象者グループを取り巻く外部環境、対象者グループに対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を多面的かつ総合的に分析し、対象者株式の東京証券取引所プライム市場における市場株価の推移等も総合的に勘案して、対象者が2026年12月期の中間配当及び期末配当を行わないことを前提に、本公開買付価格を1,850円（提案日の前営業日である2026年6月30日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値1,281円に対して44.42%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、プレミアム率の計算において同じです。）、同日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値1,303円（小数点以下第一位を四捨五入。以下終値単純平均値の計算において同じです。）に対して41.98%、直近3ヶ月間の終値単純平均値1,313円に対して40.90%、直近6ヶ月間の終値単純平均値1,314円に対して40.79%のプレミアムを加えた価格）とする旨の提案を行いました。これに対して、サンライズキャピタルは、2026年7月3日に、対象者及び本特別委員会（下記「対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「（ ）検討体制の構築の経緯」において定義します。以下同じです。）から、当該提案価格は、対象者の本源的価値や昨今の類似事例におけるプレミアム水準に照らし、対象者の本源的価値を十分に反映した価格とは判断できないものであり、対象者の少数株主の利益に十分に配慮したものであると到底評価できないことから、本公開買付価格の再検討を要請する旨の回答を受けました。

これを受けて、サンライズキャピタルは、2026年7月9日、対象者に対して、対象者が2026年12月期の中間配当及び期末配当を行わないことを前提に、本公開買付価格を2,000円（提案日の前営業日である2026年7月8日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値1,417円に対して41.14%、同日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値1,315円に対して52.09%、直近3ヶ月間の終値単純平均値1,315円に対して52.09%、直近6ヶ月間の終値単純平均値1,317円に対して51.86%のプレミアムを加えた価格）とする旨の提案を行いました。これに対して、サンライズキャピタルは、2026年7月13日に、対象者及び本特別委員会から、当該提案価格は、対象者の本源的価値や昨今の類似事例におけるプレミアム水準に照らし、依然として対象者の本源的価値を十分に反映した価格とは判断できないものであり、対象者の少数株主の利益に十分に配慮したものであると到底評価できないことから、本公開買付価格の再検討を要請する旨の回答を受けました。

これを受けて、サンライズキャピタルは、真摯に検討を重ね、2026年7月16日、対象者に対して、7月9日付の提案価格は対象者の一般株主の利益に資する価格であるとして、対象者が2026年12月期の中間配当及び期末配当を行わないことを前提に、本公開買付価格を2,000円（提案日の前営業日である2026年7月15日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値1,721円に対して16.21%、同日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値1,381円に対して44.82%、直近3ヶ月間の終値単純平均値1,337円に対して49.59%、直近6ヶ月間の終値単純平均値1,329円に対して50.49%のプレミアムを加えた価格）とする旨の提案を再度行いました。これに対して、サンライズキャピタルは、2026年7月21日に、対象者及び本特別委員会から、当該提案価格は、対象者の本源的価値や昨今の類似事例におけるプレミアム水準に照らし、依然として対象者の本源的価値を十分に反映した価格とは判断できないものであり、対象者の少数株主の利益に十分に配慮したものであるとは到底評価できないことから、本公開買付価格の再検討を要請する旨の回答を受けました。

これを受けて、サンライズキャピタルは、真摯に検討を重ね、2026年7月24日、対象者に対して、対象者が2026年12月期の中間配当及び期末配当を行わないことを前提に、本公開買付価格を2,120円（提案日の前営業日である2026年7月23日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値1,805円に対して17.45%、同日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値1,498円に対して41.52%、直近3ヶ月間の終値単純平均値1,377円に対して53.96%、直近6ヶ月間の終値単純平均値1,350円に対して57.04%のプレミアムを加えた価格）とする旨の提案を行いました。これに対して、サンライズキャピタルは、2026年7月28日に、対象者及び本特別委員会から、当該提案価格は、対象者の本源的価値や昨今の類似事例におけるプレミアム水準に照らし、依然として対象者の本源的価値を十分に反映した価格とは判断できないものであり、対象者の少数株主の利益に十分に配慮したものであるとは評価できないことから、本公開買付価格の再検討を要請する旨の回答を受けました。

これを受けて、サンライズキャピタルは、再度真摯に検討を重ね、2026年7月29日、対象者に対して、対象者が2026年12月期の中間配当及び期末配当を行わないことを前提に、本公開買付価格を2,200円（提案日の前営業日である2026年7月28日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値1,800円に対して22.22%、同日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値1,568円に対して40.31%、直近3ヶ月間の終値単純平均値1,402円に対して56.92%、直近6ヶ月間の終値単純平均値1,363円に対して61.41%のプレミアムを加えた価格）とする旨の提案を行いました。これに対して、サンライズキャピタルは、2026年7月30日に、対象者及び本特別委員会か

ら、当該提案価格は、対象者の本源的価値や昨今の類似事例におけるプレミアム水準に照らし、依然として対象者の本源的価値を十分に反映した価格とは判断できないものであり、対象者の少数株主の利益に十分に配慮したものであるとは評価できないことから、本公開買付価格の再検討を要請する旨の回答を受けました。

これを受けて、サンライズキャピタルは、再度真摯に検討を重ね、2026年7月31日、対象者に対して、対象者が2026年12月期の中間配当及び期末配当を行わないことを前提に、本公開買付価格を2,250円（提案日の前営業日である2026年7月30日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値1,832円に対して22.82%、同日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値1,620円に対して38.89%、直近3ヶ月間の終値単純平均値1,418円に対して58.67%、直近6ヶ月間の終値単純平均値1,372円に対して63.99%のプレミアムを加えた価格）とする旨の提案を行いました。これに対して、サンライズキャピタルは、2026年7月31日に、対象者及び本特別委員会から、対象者の少数株主の利益の最大化を図るとともに、より多くの対象者の一般株主から本公開買付けへの賛同を得るために、本公開買付価格の引き上げの検討を要請する旨の回答を受けました。

これを受けて、サンライズキャピタルは、再度真摯に検討を重ね、2026年8月2日、対象者に対して、7月31日付の提案価格は対象者の一般株主の利益に最大限配慮した価格であるという考えに変わりはないとして、対象者が2026年12月期の中間配当及び期末配当を行わないことを前提に、本公開買付価格を2,250円（提案日の前営業日である2026年7月31日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値1,822円に対して23.49%、同日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値1,629円に対して38.12%、直近3ヶ月間の終値単純平均値1,424円に対して58.01%、直近6ヶ月間の終値単純平均値1,376円に対して63.52%のプレミアムを加えた価格）とする旨の提案を再度行いました。これに対して、サンライズキャピタルは、2026年8月3日に、対象者及び本特別委員会から、当該提案価格の内容を本特別委員会において検討した結果、本公開買付価格1株当たり2,250円は、対象者として本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の一般株主が本公開買付けに応募することを推奨することが可能な水準であると判断し、本公開買付価格を1株当たり2,250円とすることに応諾する旨の回答を受けました。

以上の交渉を経て、公開買付者らは、2026年8月3日、対象者が2026年12月期の中間配当及び期末配当を行わないことを前提に、本公開買付価格を2,250円とし、本取引の一環として本公開買付けを開始することを決定いたしました。

加えて、サンライズキャピタルは、2026年7月上旬、本不応募合意株主の唯一の株主である武藤氏に対して、本不応募合意株式について、みなし配当の益金不算入規定の適用を考慮しつつ、株主間の公平性に配慮し、本公開買付価格の最大化を図る観点から、本公開買付けには応募せず、本株式併合の効力発生後に本自己株式取得に応じて対象者に売却するストラクチャーについて打診しました。その後、サンライズキャピタルは、同年7月上旬、武藤氏より、当該ストラクチャーを前提に検討を進めることが可能である旨の連絡を受領しました。

< 中略 >

その後、サンライズキャピタルは、武藤氏との間で、2026年7月上旬から同年7月下旬にかけて、本取引のストラクチャー、本取引後の出資比率、本取引後の対象者の運営並びに株式の取扱いに対する関与を含む本応募契約（武藤氏）、本応募契約（ムトウエンタープライズ3）及び本不応募契約の各種条件について協議を行いました。

その結果、公開買付者らは、2026年8月3日付で、本不応募合意株主との間で本不応募契約を、武藤氏との間で本応募契約（武藤氏）を、ムトウエンタープライズ3との間で本応募契約（ムトウエンタープライズ3）を、それぞれ締結しております。詳細については、下記「(6) 公開買付けに係る重要な合意」の「本不応募契約」、「本応募契約（武藤氏）」及び「本応募契約（ムトウエンタープライズ3）」をご参照ください。

(訂正後)

<前略>

このような検討の結果等を踏まえ、サンライズキャピタルは、2026年7月1日に、対象者株式を非公開化することを前提として本取引を行うこと、及び、対象者グループが開示した財務情報等の資料、対象者グループを取り巻く外部環境、対象者グループに対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を多面的かつ総合的に分析し、対象者株式の東京証券取引所プライム市場における市場株価の推移等も総合的に勘案して、対象者が2026年12月期の中間配当及び期末配当を行わないことを前提に、本買付条件変更前の本公開買付価格を1,850円（提案日の前営業日である2026年6月30日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値1,281円に対して44.42%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、プレミアム率の計算において同じです。）、同日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値1,303円（小数点以下第一位を四捨五入。以下終値単純平均値の計算において同じです。）に対して41.98%、直近3ヶ月間の終値単純平均値1,313円に対して40.90%、直近6ヶ月間の終値単純平均値1,314円に対して40.79%のプレミアムを加えた価格）とする旨の提案を行いました。これに対して、サンライズキャピタルは、2026年7月3日に、対象者及び本特別委員会（下記「対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「（ ）検討体制の構築の経緯」において定義します。以下同じです。）から、当該提案価格は、対象者の本源的価値や昨今の類似事例におけるプレミアム水準に照らし、対象者の本源的価値を十分に反映した価格とは判断できないものであり、対象者の少数株主の利益に十分に配慮したものであると到底評価できないことから、本買付条件変更前の本公開買付価格の再検討を要請する旨の回答を受けました。

これを受けて、サンライズキャピタルは、2026年7月9日、対象者に対して、対象者が2026年12月期の中間配当及び期末配当を行わないことを前提に、本買付条件変更前の本公開買付価格を2,000円（提案日の前営業日である2026年7月8日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値1,417円に対して41.14%、同日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値1,315円に対して52.09%、直近3ヶ月間の終値単純平均値1,315円に対して52.09%、直近6ヶ月間の終値単純平均値1,317円に対して51.86%のプレミアムを加えた価格）とする旨の提案を行いました。これに対して、サンライズキャピタルは、2026年7月13日に、対象者及び本特別委員会から、当該提案価格は、対象者の本源的価値や昨今の類似事例におけるプレミアム水準に照らし、依然として対象者の本源的価値を十分に反映した価格とは判断できないものであり、対象者の少数株主の利益に十分に配慮したものであると到底評価できないことから、本買付条件変更前の本公開買付価格の再検討を要請する旨の回答を受けました。

これを受けて、サンライズキャピタルは、真摯に検討を重ね、2026年7月16日、対象者に対して、7月9日付の提案価格は対象者の一般株主の利益に資する価格であるとして、対象者が2026年12月期の中間配当及び期末配当を行わないことを前提に、本買付条件変更前の本公開買付価格を2,000円（提案日の前営業日である2026年7月15日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値1,721円に対して16.21%、同日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値1,381円に対して44.82%、直近3ヶ月間の終値単純平均値1,337円に対して49.59%、直近6ヶ月間の終値単純平均値1,329円に対して50.49%のプレミアムを加えた価格）とする旨の提案を再度行いました。これに対して、サンライズキャピタルは、2026年7月21日に、対象者及び本特別委員会から、当該提案価格は、対象者の本源的価値や昨今の類似事例におけるプレミアム水準に照らし、依然として対象者の本源的価値を十分に反映した価格とは判断できないものであり、対象者の少数株主の利益に十分に配慮したものであるとは到底評価できないことから、本買付条件変更前の本公開買付価格の再検討を要請する旨の回答を受けました。

これを受けて、サンライズキャピタルは、真摯に検討を重ね、2026年7月24日、対象者に対して、対象者が2026年12月期の中間配当及び期末配当を行わないことを前提に、本買付条件変更前の本公開買付価格を2,120円（提案日の前営業日である2026年7月23日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値1,805円に対して17.45%、同日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値1,498円に対して41.52%、直近3ヶ月間の終値単純平均値1,377円に対して53.96%、直近6ヶ月間の終値単純平均値1,350円に対して57.04%のプレミアムを加えた価格）とする旨の提案を行いました。これに対して、サンライズキャピタルは、2026年7月28日に、対象者及び本特別委員会から、当該提案価格は、対象者の本源的価値や昨今の類似事例におけるプレミアム水準に照らし、依然として対象者の本源的価値を十分に反映した価格とは判断できないものであり、対象者の少数株主の利益に十分に配慮したものであるとは評価できないことから、本買付条件変更前の本公開買付価格の再検討を要請する旨の回答を受けました。

これを受けて、サンライズキャピタルは、再度真摯に検討を重ね、2026年7月29日、対象者に対して、対象者が2026年12月期の中間配当及び期末配当を行わないことを前提に、本買付条件変更前の本公開買付価格を2,200円（提案日の前営業日である2026年7月28日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値1,800円に対して22.22%、同日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値1,568円に対して40.31%、直近3ヶ月間の終値単純平均値1,402円に対して56.92%、直近6ヶ月間の終値単純平均値1,363円に対して61.41%のプレミアムを加えた価格）とする旨の提案を行いました。これに対して、サンライズキャピタルは、2026年7月30日に、対象者及

び本特別委員会から、当該提案価格は、対象者の本源的価値や昨今の類似事例におけるプレミアム水準に照らし、依然として対象者の本源的価値を十分に反映した価格とは判断できないものであり、対象者の少数株主の利益に十分に配慮したものであるとは評価できないことから、本買付条件変更前の本公開買付価格の再検討を要請する旨の回答を受けました。

これを受けて、サンライズキャピタルは、再度真摯に検討を重ね、2026年7月31日、対象者に対して、対象者が2026年12月期の中間配当及び期末配当を行わないことを前提に、本買付条件変更前の本公開買付価格を2,250円（提案日の前営業日である2026年7月30日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値1,832円に対して22.82%、同日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値1,620円に対して38.89%、直近3ヶ月間の終値単純平均値1,418円に対して58.67%、直近6ヶ月間の終値単純平均値1,372円に対して63.99%のプレミアムを加えた価格）とする旨の提案を行いました。これに対して、サンライズキャピタルは、2026年7月31日に、対象者及び本特別委員会から、対象者の少数株主の利益の最大化を図るとともに、より多くの対象者の一般株主から本公開買付けへの賛同を得るために、本買付条件変更前の本公開買付価格の引き上げの検討を要請する旨の回答を受けました。

これを受けて、サンライズキャピタルは、再度真摯に検討を重ね、2026年8月2日、対象者に対して、7月31日付の提案価格は対象者の一般株主の利益に最大限配慮した価格であるという考えに変わりはないとして、対象者が2026年12月期の中間配当及び期末配当を行わないことを前提に、本買付条件変更前の本公開買付価格を2,250円（提案日の前営業日である2026年7月31日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値1,822円に対して23.49%、同日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値1,629円に対して38.12%、直近3ヶ月間の終値単純平均値1,424円に対して58.01%、直近6ヶ月間の終値単純平均値1,376円に対して63.52%のプレミアムを加えた価格）とする旨の提案を再度行いました。これに対して、サンライズキャピタルは、2026年8月3日に、対象者及び本特別委員会から、当該提案価格の内容を本特別委員会において検討した結果、本買付条件変更前の本公開買付価格 1株当たり2,250円は、対象者として本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の一般株主が本公開買付けに応募することを推奨することが可能な水準であると判断し、本買付条件変更前の本公開買付価格を1株当たり2,250円とすることに応諾する旨の回答を受けました。

以上の交渉を経て、公開買付者らは、2026年8月3日、対象者が2026年12月期の中間配当及び期末配当を行わないことを前提に、本買付条件変更前の本公開買付価格を2,250円とし、本取引の一環として本公開買付けを開始することを決定いたしました。

加えて、サンライズキャピタルは、2026年7月上旬、本不応募合意株主（ムトウエンタープライズ2）の唯一の株主である武藤氏に対して、本不応募合意株式（ムトウエンタープライズ2）について、みなし配当の益金不算入規定の適用を考慮しつつ、株主間の公平性に配慮し、本買付条件変更前の本公開買付価格の最大化を図る観点から、本公開買付けには応募せず、本株式併合の効力発生後に本自己株式取得（ムトウエンタープライズ2）に応じて対象者に売却するストラクチャーについて打診しました。その後、サンライズキャピタルは、同年7月上旬、武藤氏より、当該ストラクチャーを前提に検討を進めることが可能である旨の連絡を受領しました。

< 中略 >

その後、サンライズキャピタルは、武藤氏との間で、2026年7月上旬から同年7月下旬にかけて、本取引のストラクチャー、本取引後の出資比率、本取引後の対象者の運営並びに株式の取扱いに対する関与を含む本応募契約（武藤氏）、本応募契約（ムトウエンタープライズ3）及び本不応募契約（ムトウエンタープライズ2）の各種条件について協議を行いました。

その結果、公開買付者らは、2026年8月3日付で、本不応募合意株主（ムトウエンタープライズ2）との間で本不応募契約（ムトウエンタープライズ2）を、武藤氏との間で本応募契約（武藤氏）を、ムトウエンタープライズ3との間で本応募契約（ムトウエンタープライズ3）を、それぞれ締結しております。

また、サンライズキャピタルは、本取引公表後、2026年8月18日に、光通信グループに対し、本公開買付けに応募していただきたい旨を打診し、協議を行う中で、同日、光通信グループより、本不応募合意株主（光通信グループ）が所有する対象者株式を本公開買付けに応募するのではなく、不応募とした上で、対象者による自己株式取得ストラクチャーに変更することで、本公開買付価格を増額することができ、対象者株主全員の利益に資するのではないかと示唆されました。また、サンライズキャピタルは、2026年8月27日に、光通信グループより、本不応募合意株主（光通信グループ）が所有する対象者の株式は、組合員に分配することでその大部分が一つの会社を集約されれば、本取引をより円滑に実行できる効果があることから、HTIOに本不応募合意株式（光通信グループ）の一部を集約したい旨の連絡を受けました。

サンライズキャピタルは、かかる連絡を受け、真摯に検討を重ねた結果、2026年9月8日、本公開買付価格を2,270円、本自己株式取得価格（ムトウエンタープライズ2）を1,872円に変更し、本自己株式取得価格（光通信グループ）を2,061円にて行う旨及び公開買付者らと光通信グループとの間で不応募契約を締結する旨の提案書を提出したところ、2026年9月9日、光通信グループより、本自己株式取得価格（光通信グループ）にて本自己株式取得（光通信グループ）を行うこと、本自己株式取得価格（ムトウエンタープライズ2）にて本自己株式取得（ムトウエンタープライズ2）を行うこと及び本公開買付価格を2,270円に変更することに応じる旨の回答を受領いたしました。

サンライズキャピタルは、上記の光通信グループとの協議・交渉を経て、2026年9月10日、本公開買付けについては、本公開買付価格を2,250円から2,270円へ変更すること、本自己株式取得価格（ムトウエンタープライズ2）を1,860円から1,872円へ変更すること、本自己株式取得（光通信グループ）を本自己株式取得価格（光通信グループ）2,061円にて行うことについて対象者及び本特別委員会に対して提案いたしました。これに対して対象者及び本特別委員会より、2026年9月14日、本公開買付けについては、本公開買付価格を2,250円から2,270円へ変更すること、本自己株式取得価格（ムトウエンタープライズ2）を1,860円から1,872円へ変更すること、本自己株式取得（光通信グループ）を本自己株式取得価格（光通信グループ）である2,061円にて行うことに応諾する旨の回答を受領いたしました。

その後、公開買付者らは、2026年9月14日付で光通信グループとの間で、本不応募契約（光通信グループ）を締結いたしました。

詳細については、下記「(6) 公開買付けに係る重要な合意」の「本不応募契約（ムトウエンタープライズ2）」、「本不応募契約（光通信グループ）」、「本応募契約（武藤氏）」及び「本応募契約（ムトウエンタープライズ3）」をご参照ください。

【買付け等の価格の算定の経緯及び基礎】

() 買付け等の価格の算定の基礎

(訂正前)

公開買付者らは、本公開買付価格を決定するに際して、対象者が開示している有価証券報告書及び決算短信の財務情報等の資料、対象者グループに対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえ、対象者グループの事業及び財務状況を多面的かつ総合的に分析いたしました。また、公開買付者らは、対象者株式が金融商品取引所を通じて取引されていることに鑑みて、本公開買付けの公表日の前営業日である2026年7月31日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値1,822円、直近1ヶ月間の終値単純平均値1,629円、直近3ヶ月間の終値単純平均値1,424円、直近6ヶ月間の終値単純平均値1,376円を参考にいたしました。

公開買付者らは、対象者による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けの成立の見通しを総合的に勘案し、かつ対象者との協議・交渉を経て本公開買付価格を決定しており、第三者算定機関から株式価値算定書は取得しておりません。

本公開買付価格2,250円は、本公開買付けの公表日の前営業日である2026年7月31日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値1,822円に対して23.49%、直近1ヶ月間の終値単純平均値1,629円に対して38.12%、直近3ヶ月間の終値単純平均値1,424円に対して58.01%、直近6ヶ月間の終値単純平均値1,376円に対して63.52%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。また、本公開買付価格2,250円は、本書提出日の前営業日である2026年8月3日の対象者株式の終値である1,822円に対して23.49%のプレミアムを加えた価格となります。

(訂正後)

公開買付者らは、本買付条件変更前の本公開買付価格を決定するに際して、対象者が開示している有価証券報告書及び決算短信の財務情報等の資料、対象者グループに対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえ、対象者グループの事業及び財務状況を多面的かつ総合的に分析いたしました。また、公開買付者らは、対象者株式が金融商品取引所を通じて取引されていることに鑑みて、本公開買付けの公表日の前営業日である2026年7月31日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値1,822円、直近1ヶ月間の終値単純平均値1,629円、直近3ヶ月間の終値単純平均値1,424円、直近6ヶ月間の終値単純平均値1,376円を参考にいたしました。

公開買付者らは、対象者による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けの成立の見通しを総合的に勘案し、かつ対象者との協議・交渉を経て本買付条件変更前の本公開買付価格を決定しており、第三者算定機関から株式価値算定書は取得しておりません。

本買付条件変更前の本公開買付価格2,250円は、本公開買付けの公表日の前営業日である2026年7月31日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値1,822円に対して23.49%、直近1ヶ月間の終値単純平均値1,629円に対して38.12%、直近3ヶ月間の終値単純平均値1,424円に対して58.01%、直近6ヶ月間の終値単純平均値1,376円に対して63.52%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。また、本買付条件変更前の本公開買付価格2,250円は、本書提出日の前営業日である2026年8月3日の対象者株式の終値である1,822円に対して23.49%のプレミアムを加えた価格となります。

その後、公開買付者らは、光通信グループとの交渉、かつ対象者との協議を経て、2026年9月14日に本公開買付価格を2,250円から2,270円に変更することを決定いたしました。本公開買付価格である2,270円は、本公開買付けの公表日の前営業日である2026年7月31日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値1,822円に対して24.59%、直近1ヶ月間の終値単純平均値1,629円に対して39.35%、直近3ヶ月間の終値単純平均値1,424円に対して59.41%、直近6ヶ月間の終値単純平均値1,376円に対して64.97%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。

【対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

() 検討体制の構築の経緯

(訂正前)

< 前略 >

対象者は、下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本取引がいわゆるマネジメント・バイアウト(MBO)の一環として行われるものであり、対象者の代表取締役である武藤氏が本取引後も継続して代表取締役として対象者の経営にあたることが予定されていること、また、武藤氏が本取引の一環として本再出資を行うことが想定されていること等を踏まえると、対象者の一般株主の皆様と武藤氏との間に構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題が生じ得ることから、本取引に関して検討を進めるにあたり、本公開買付価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するため、2026年5月11日に、上記「公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載の資本政策の検討に際して起用していたEY及び西村あさひを、それぞれ、公開買付者ら、公開買付者親会社ら、サンライズキャピタル、サンライズ・ファンド、本不応募合意株主及び本応募合意株主(以下、総称して「公開買付関連当事者」といいます。)及び対象者から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関並びにリーガル・アドバイザーとして、改めて選任したとのことです。

< 後略 >

(訂正後)

< 前略 >

対象者は、下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本取引がいわゆるマネジメント・バイアウト(MBO)の一環として行われるものであり、対象者の代表取締役である武藤氏が本取引後も継続して代表取締役として対象者の経営にあたることが予定されていること、また、武藤氏が本取引の一環として本再出資を行うことが想定されていること等を踏まえると、対象者の一般株主の皆様と武藤氏との間に構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題が生じ得ることから、本取引に関して検討を進めるにあたり、本公開買付価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するため、2026年5月11日に、上記「公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載の資本政策の検討に際して起用していたEY及び西村あさひを、それぞれ、公開買付者ら、公開買付者親会社ら、サンライズキャピタル、サンライズ・ファンド、本不応募合意株主(ムトウエンタープライズ2)及び本応募合意株主(以下、総称して「公開買付関連当事者」といいます。)及び対象者から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関並びにリーガル・アドバイザーとして、改めて選任したとのことです。

< 後略 >

() 検討・交渉の経緯
(訂正前)

< 前略 >

具体的には、本特別委員会は、2026年4月17日にサンライズキャピタルより意向表明書を受領したことを踏まえ、2026年5月19日付でサンライズキャピタル及び武藤氏に対して、本取引を提案するに至った経緯及び理由、本取引の目的及び非公開化の必要性、本取引により想定されるシナジー及び企業価値向上施策、本取引のストラクチャー及び諸条件、資金調達、本取引後の経営方針並びに従業員の処遇に関する質問事項を送付し、2026年5月26日開催の第4回特別委員会において、サンライズキャピタル及び武藤氏から当該質問事項に対する回答の説明を受けるとともに、インタビューを実施し、質疑応答を行ったとのことです。

また、本公開買付価格については、対象者は、2026年7月1日以降、サンライズキャピタルとの間で複数回にわたる交渉を重ねてきたとのことです。具体的には、対象者は、2026年7月1日に、サンライズキャピタルより、対象者が2026年12月期の中間配当及び期末配当を行わないことを前提に、本公開買付価格を1,850円（同日の前営業日である2026年6月30日の対象者株式の終値1,281円に対して44.42%、直近1ヶ月間の終値単純平均値1,303円に対して41.98%、直近3ヶ月間の終値単純平均値1,313円に対して40.90%、直近6ヶ月間の終値単純平均値1,314円に対して40.79%のプレミアムを加えた価格）とする旨の提案を受けたとのことです。これに対して、対象者及び本特別委員会は、2026年7月3日、当該提案価格は、対象者の本源的価値や昨今の類似事例におけるプレミアム水準に照らし、対象者の本源的価値を十分に反映した価格とは判断できないものであり、対象者の少数株主の利益に十分に配慮したものであると到底評価できないことから、本公開買付価格の再検討を要請したとのことです。

その後、対象者は、2026年7月9日、サンライズキャピタルより、対象者が2026年12月期の中間配当及び期末配当を行わないことを前提に、本公開買付価格を2,000円（同日の前営業日である2026年7月8日の対象者株式の終値1,417円に対して41.14%、直近1ヶ月間の終値単純平均値1,315円に対して52.09%、直近3ヶ月間の終値単純平均値1,315円に対して52.09%、直近6ヶ月間の終値単純平均値1,317円に対して51.86%のプレミアムを加えた価格）に引き上げる旨の提案を受領したとのことです。これに対して、対象者及び本特別委員会は、2026年7月13日、当該提案価格は、対象者の本源的価値や昨今の類似事例におけるプレミアム水準に照らし、依然として対象者の本源的価値を十分に反映した価格とは判断できないものであり、対象者の少数株主の利益に十分に配慮したものであると到底評価できないことから、本公開買付価格の再検討を要請したとのことです。

その後、対象者は、2026年7月16日、サンライズキャピタルより、7月9日付の提案価格は対象者の一般株主の利益に資する価格であるとして、対象者が2026年12月期の中間配当及び期末配当を行わないことを前提に、本公開買付価格を2,000円（同日の前営業日である2026年7月15日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値1,721円に対して16.21%、直近1ヶ月間の終値単純平均値1,381円に対して44.82%、直近3ヶ月間の終値単純平均値1,337円に対して49.59%、直近6ヶ月間の終値単純平均値1,329円に対して50.49%のプレミアムを加えた価格）とする旨の提案を受領したとのことです。これに対して、対象者及び本特別委員会は、2026年7月21日、当該提案価格は、対象者の本源的価値や昨今の類似事例におけるプレミアム水準に照らし、依然として対象者の本源的価値を十分に反映した価格とは判断できないものであり、対象者の少数株主の利益に十分に配慮したものであると到底評価できないことから、本公開買付価格の再検討を要請したとのことです。

その後、対象者は、2026年7月24日、サンライズキャピタルより、対象者が2026年12月期の中間配当及び期末配当を行わないことを前提に、本公開買付価格を2,120円（同日の前営業日である2026年7月23日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値1,805円に対して17.45%、直近1ヶ月間の終値単純平均値1,498円に対して41.52%、直近3ヶ月間の終値単純平均値1,377円に対して53.96%、直近6ヶ月間の終値単純平均値1,350円に対して57.04%のプレミアムを加えた価格）とする旨の提案を受領したとのことです。これに対して、対象者及び本特別委員会は、2026年7月28日、当該提案価格は、対象者の本源的価値や昨今の類似事例におけるプレミアム水準に照らし、依然として対象者の本源的価値を十分に反映した価格とは判断できないものであり、対象者の少数株主の利益に十分に配慮したものであるとは評価できないことから、本公開買付価格の再検討を要請したとのことです。

その後、対象者は、2026年7月29日、サンライズキャピタルより、対象者が2026年12月期の中間配当及び期末配当を行わないことを前提に、本公開買付価格を2,200円（同日の前営業日である2026年7月28日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値1,800円に対して22.22%、直近1ヶ月間の終値単純平均値1,568円に対して40.31%、直近3ヶ月間の終値単純平均値1,402円に対して56.92%、直近6ヶ月間の終値単純平均値1,363円に対して61.41%のプレミアムを加えた価格）とする旨の提案を受領したとのことです。これに対して、対象者及び本特別委員会は、2026年7月30日、当該提案価格は、対象者の本源的価値や昨今の類似事例におけるプレミアム水準に照らし、依然として対象者の本源的価値を十分に反映した価格とは判断できないものであり、対象者の少数株主の利益に十分に配慮したものであるとは評価できないことから、本公開買付価格の再検討を要請したとのことです。

その後、対象者は、2026年7月31日、サンライズキャピタルより、対象者が2026年12月期の中間配当及び期末配当を行わないことを前提に、本公開買付価格を2,250円（同日の前営業日である2026年7月30日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値1,832円に対して22.82%、直近1ヶ月間の終値単純平均値1,620円に対して38.89%、直近3ヶ月間の終値単純平均値1,418円に対して58.67%、直近6ヶ月間の終値単純平均値1,372円に対して63.99%のプレミアムを加えた価格）とする旨の最終提案を受領したとのことです。これに対して、対象者及び本特別委員会は、2026年7月31日、対象者の一般株主の利益の最大化を図るとともに、より多くの対象者の一般株主の皆様から本公開買付けへの賛同を得るために、本公開買付価格の引き上げの検討を要請したとのことです。

その後、対象者は、2026年8月2日、サンライズキャピタルより、対象者が2026年12月期の中間配当及び期末配当を行わないことを前提に、本公開買付価格を2,250円（提案日の前営業日である2026年7月31日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値1,822円に対して23.49%、直近1ヶ月間の終値単純平均値1,629円に対して38.12%、直近3ヶ月間の終値単純平均値1,424円に対して58.01%、直近6ヶ月間の終値単純平均値1,376円に対して63.52%のプレミアムを加えた価格）とする旨の提案を再度受領したとのことです。これに対して、対象者及び本特別委員会は、2026年8月3日、当該提案価格の内容を本特別委員会において検討した結果、本公開買付価格1株当たり2,250円は、対象者として本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨することが可能な水準であると判断し、本公開買付価格を1株当たり2,250円とすることに応諾する旨の回答をしたとのことです。

（訂正後）

< 前略 >

具体的には、本特別委員会は、2026年4月17日にサンライズキャピタルより意向表明書を受領したことを踏まえ、2026年5月19日付でサンライズキャピタル及び武藤氏に対して、本取引を提案するに至った経緯及び理由、本取引の目的及び非公開化の必要性、本取引により想定されるシナジー及び企業価値向上施策、本取引のストラクチャー及び諸条件、資金調達、本取引後の経営方針並びに従業員の処遇に関する質問事項を送付し、2026年5月26日開催の第4回特別委員会において、サンライズキャピタル及び武藤氏から当該質問事項に対する回答の説明を受けるとともに、インタビューを実施し、質疑応答を行ったとのことです。

また、本買付条件変更前の本公開買付価格については、対象者は、2026年7月1日以降、サンライズキャピタルとの間で複数回にわたる交渉を重ねてきたとのことです。具体的には、対象者は、2026年7月1日に、サンライズキャピタルより、対象者が2026年12月期の中間配当及び期末配当を行わないことを前提に、本買付条件変更前の本公開買付価格を1,850円（同日の前営業日である2026年6月30日の対象者株式の終値1,281円に対して44.42%、直近1ヶ月間の終値単純平均値1,303円に対して41.98%、直近3ヶ月間の終値単純平均値1,313円に対して40.90%、直近6ヶ月間の終値単純平均値1,314円に対して40.79%のプレミアムを加えた価格）とする旨の提案を受けたとのことです。これに対して、対象者及び本特別委員会は、2026年7月3日、当該提案価格は、対象者の本源的価値や昨今の類似事例におけるプレミアム水準に照らし、対象者の本源的価値を十分に反映した価格とは判断できないものであり、対象者の少数株主の利益に十分に配慮したものであると到底評価できないことから、本買付条件変更前の本公開買付価格の再検討を要請したとのことです。

その後、対象者は、2026年7月9日、サンライズキャピタルより、対象者が2026年12月期の中間配当及び期末配当を行わないことを前提に、本買付条件変更前の本公開買付価格を2,000円（同日の前営業日である2026年7月8日の対象者株式の終値1,417円に対して41.14%、直近1ヶ月間の終値単純平均値1,315円に対して52.09%、直近3ヶ月間の終値単純平均値1,315円に対して52.09%、直近6ヶ月間の終値単純平均値1,317円に対して51.86%のプレミアムを加えた価格）に引き上げる旨の提案を受領したとのことです。これに対して、対象者及び本特別委員会は、2026年7月13日、当該提案価格は、対象者の本源的価値や昨今の類似事例におけるプレミアム水準に照らし、依然として対象者の本源的価値を十分に反映した価格とは判断できないものであり、対象者の少数株主の利益に十分に配慮したものであると到底評価できないことから、本買付条件変更前の本公開買付価格の再検討を要請したとのことです。

その後、対象者は、2026年7月16日、サンライズキャピタルより、7月9日付の提案価格は対象者の一般株主の利益に資する価格であるとして、対象者が2026年12月期の中間配当及び期末配当を行わないことを前提に、本買付条件変更前の本公開買付価格を2,000円（同日の前営業日である2026年7月15日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値1,721円に対して16.21%、直近1ヶ月間の終値単純平均値1,381円に対して44.82%、直近3ヶ月間の終値単純平均値1,337円に対して49.59%、直近6ヶ月間の終値単純平均値1,329円に対して50.49%のプレミアムを加えた価格）とする旨の提案を受領したとのことです。これに対して、対象者及び本特別委員会は、2026年7月21日、当該提案価格は、対象者の本源的価値や昨今の類似事例におけるプレミアム水準に照らし、依然として対象者の本源的価値を十分に反映した価格とは判断できないものであり、対象者の少数株主の利益に十分に配慮したものであると到底評価できないことから、本買付条件変更前の本公開買付価格の再検討を要請したとのことです。

その後、対象者は、2026年7月24日、サンライズキャピタルより、対象者が2026年12月期の中間配当及び期末配当を行わないことを前提に、本買付条件変更前の本公開買付価格を2,120円（同日の前営業日である2026年7月23日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値1,805円に対して17.45%、直近1ヶ月間の終値単純平均値1,498円に対して41.52%、直近3ヶ月間の終値単純平均値1,377円に対して53.96%、直近6ヶ月間の終値単純平均値1,350円に対して57.04%のプレミアムを加えた価格）とする旨の提案を受領したとのことです。これに対して、対象者及び本特別委員会は、2026年7月28日、当該提案価格は、対象者の本源的価値や昨今の類似事例におけるプレミアム水準に照らし、依然として対象者の本源的価値を十分に反映した価格とは判断できないものであり、対象者の少数株主の利益に十分に配慮したものであるとは評価できないことから、本買付条件変更前の本公開買付価格の再検討を要請したとのことです。

その後、対象者は、2026年7月29日、サンライズキャピタルより、対象者が2026年12月期の中間配当及び期末配当を行わないことを前提に、本買付条件変更前の本公開買付価格を2,200円（同日の前営業日である2026年7月28日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値1,800円に対して22.22%、直近1ヶ月間の終値単純平均値1,568円に対して40.31%、直近3ヶ月間の終値単純平均値1,402円に対して56.92%、直近6ヶ月間の終値単純平均値1,363円に対して61.41%のプレミアムを加えた価格）とする旨の提案を受領したとのことです。これに対して、対象者及び本特別委員会は、2026年7月30日、当該提案価格は、対象者の本源的価値や昨今の類似事例におけるプレミアム水準に照らし、依然として対象者の本源的価値を十分に反映した価格とは判断できないものであり、対象者の少数株主の利益に十分に配慮したものであるとは評価できないことから、本買付条件変更前の本公開買付価格の再検討を要請したとのことです。

その後、対象者は、2026年7月31日、サンライズキャピタルより、対象者が2026年12月期の中間配当及び期末配当を行わないことを前提に、本買付条件変更前の本公開買付価格を2,250円（同日の前営業日である2026年7月30日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値1,832円に対して22.82%、直近1ヶ月間の終値単純平均値1,620円に対して38.89%、直近3ヶ月間の終値単純平均値1,418円に対して58.67%、直近6ヶ月間の終値単純平均値1,372円に対して63.99%のプレミアムを加えた価格）とする旨の最終提案を受領したとのことです。これに対して、対象者及び本特別委員会は、2026年7月31日、対象者の一般株主の利益の最大化を図るとともに、より多くの対象者の一般株主の皆様から本公開買付けへの賛同を得るために、本買付条件変更前の本公開買付価格の引き上げの検討を要請したとのことです。

その後、対象者は、2026年8月2日、サンライズキャピタルより、対象者が2026年12月期の中間配当及び期末配当を行わないことを前提に、本買付条件変更前の本公開買付価格を2,250円（提案日の前営業日である2026年7月31日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値1,822円に対して23.49%、直近1ヶ月間の終値単純平均値1,629円に対して38.12%、直近3ヶ月間の終値単純平均値1,424円に対して58.01%、直近6ヶ月間の終値単純平均値1,376円に対して63.52%のプレミアムを加えた価格）とする旨の提案を再度受領したとのことです。これに対して、対象者及び本特別委員会は、2026年8月3日、当該提案価格の内容を本特別委員会において検討した結果、本買付条件変更前の本公開買付価格1株当たり2,250円は、対象者として本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨することが可能な水準であると判断し、本買付条件変更前の本公開買付価格を1株当たり2,250円とすることに応諾する旨の回答をしたとのことです。

その後、対象者及び本特別委員会は、2026年9月10日、本公開買付けについては、本公開買付価格を2,250円から2,270円、本不応募契約（光通信グループ）による本不応募合意株式（光通信グループ）を考慮して買付予定数を12,303,225株（所有割合：73.65%）から10,644,725株（所有割合：63.72%）、本不応募契約（光通信グループ）による本不応募合意株式（光通信グループ）の取得を踏まえて、買付予定数の下限を6,707,800株（所有割合：40.16%）から5,049,300株（所有割合：30.23%）へそれぞれ変更する本買付条件変更を行うこと、また、本自己株式取得価格（ムトウエンタープライズ2）を1,860円から1,872円に変更すること、本自己株式取得（光通信グループ）を本自己株式取得価格（光通信グループ）2,061円にて行うとする旨の提案を受領したとのことです。これに対して対象者及び本特別委員会は、2026年9月14日、当該提案の内容を本特別委員会において検討した結果、最終的な意思決定は同日に開催される対象者取締役会での決議によることを前提として、本買付条件変更を含む本取引の変更内容を踏まえても、対象者として本公開買付けに賛同する旨の意見及び対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見をいずれも維持することが可能であると判断し、当該提案の内容に対して応諾する旨を回答したとのことです。

() 判断内容
(訂正前)

以上の経緯の下、対象者は、西村あさひから受けた法的助言、E Yから受けた財務的見地からの助言及び2026年7月31日付でE Yから取得した対象者株式に係る株式価値算定書（以下「本株式価値算定書（E Y）」）といえます。）の内容、並びに本特別委員会が2026年7月31日付でブルータスから取得した対象者株式に係る株式価値算定書（以下「本株式価値算定書（ブルータス）」）といえます。）及び2026年8月3日付でブルータスから取得した本公開買付価格である1株当たり2,250円が対象者の一般株主にとって財務的見地から公正である旨のフェアネス・オピニオン（以下「本フェアネス・オピニオン」といいます。）の内容を踏まえつつ、本特別委員会から提出された答申書（以下「本答申書」といいます。）の内容を最大限に尊重しながら、本取引を通じて対象者の企業価値を向上させることができるか、本公開買付価格を含む本取引の諸条件は公正なものであり、一般株主の皆様が享受すべき利益が確保されるものとなっているか等の観点から慎重に協議及び検討を行ったとのことです。

< 中略 >

以上を踏まえ、対象者は、本公開買付けを含む本取引により対象者株式を非公開化することが、対象者の企業価値の向上に資するものであると判断したとのことです。

また、対象者は、上記の協議・交渉を踏まえ、主に以下の点を考慮した結果、本公開買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は、対象者の一般株主の皆様が享受すべき利益が確保された妥当な価格及び条件であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的なプレミアムを付した価格により対象者株式の売却の機会を提供するものであると判断したとのことです。

- (a) 下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」の「() 算定の概要」に記載されているE Yによる対象者株式の株式価値の算定結果に照らし、本公開買付価格が市場株価法及び類似会社比準法に基づく各算定結果のレンジの上限を上回る価格であり、かつ、DCF法（下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」の「() 算定の概要」において定義します。以下同じです。）に基づく算定結果のレンジの範囲内であるとともに、その中央値を上回る価格であること
- (b) 下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者の特別委員会における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得及びフェアネス・オピニオンの取得」の「() 算定の概要」に記載のとおり、本株式価値算定書（ブルータス）におけるブルータスによる対象者株式に係る株式価値算定結果に照らし、本公開買付価格が市場株価法及び類似会社比較法に基づく各算定結果のレンジの上限を上回る価格であり、かつ、DCF法に基づく算定結果のレンジの範囲内であるとともに、その中央値を上回る価格であること
- (c) () 本公開買付価格が、本公開買付けの公表日の前営業日である2026年7月31日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値1,822円に対して23.49%、同日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値1,629円に対して38.12%、同日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値1,424円に対して58.01%、同日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値1,376円に対して63.52%のプレミアムをそれぞれ加えた金額であること、() 対象者株式の市場株価は、2026年7月1日以降、出来高が増加する中で上昇基調を強め、同年7月9日の終値1,419円から同年7月17日の終値1,781円まで25.51%上昇し、その後も高値圏で推移しているところ、過去の対象者株式の市場株価の推移に照らしてみても、合理的な説明を行うことが困難な金額の変動が認められ、原因は明確ではないものの、当該期間において何らかの投機的な思惑買いがなされている可能性も否定できないことを考慮すると、対象者の市場株価が、本公開買付けの公表日前約1ヶ月間、合理的な説明が困難な株式市場の影響を受けて一時的に形成されたものである可能性が否定できないことから、本公開買付価格の妥当性を検討するに当たっては、公表日の前営業日の対象者株式の終値及び公表日の前営業日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値との比較を過度に重視すべきではないと考えられ、より長期間の対象者株式の市場株価の動向を反映した、公表日の前営業日までの直近3ヶ月間及び6ヶ月間の各終値単純平均値に対するプレミアムも考慮することが適切であると考えられること、() 経済産業省が「公正なM&Aの在り方に関する指針」を公表した2019年6月28日以降、2026年7月17日までの間に公表され成立した非公開化を目的とした公開買付け事例（マネジメント・バイアウト（MBO）事例、かつ、案件公表前のPBRが1倍以上の案件を対象としており、ディスカウント公開買付け案件は除外しております。）50件におけるプレミアム水準は、公表日の前営業日の終値に対するプレミアムの平均値が37.96%、公表日の前営業日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアムの平均値が40.89%、同日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアムの平均値が43.35%、同日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアムの平均値が44.18%であるところ、本公開買付価格の公表日の前営業日の終値及び公表日の前営業日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアムはいずれも上記平均値を下回るものの、上記()に記載のとおり、対象者株式の市場株価が本公開買付けの公表日前約1ヶ月間に合理的な説明が困難な株式市場の影響を受けて一時的に形成されたものである可能性が否定できないことを踏まえると、公表日の前

営業日の終値及び公表日の前営業日までの直近 1 ヶ月間の終値単純平均値との比較を過度に重視することは適切ではないと考えられること、また、公表日の前営業日までの直近 3 ヶ月間及び直近 6 ヶ月間の各終値単純平均値に対するプレミアムは、それぞれ 58.01% 及び 63.52% と、上記類似事例における各平均値 43.35% 及び 44.18% をそれぞれ約 14.66 ポイント 及び 約 19.34 ポイント 上回っていることから、本公開買付価格には、上記類似事例との比較において十分な水準のプレミアムが付されていると評価できること

- (d) ブルートスによる本公開買付価格である 1 株当たり 2,250 円が対象者の一般株主にとって財務的見地から公正である旨の本フェアネス・オピニオンが提出されたこと
- (e) 本公開買付価格が、下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の利益相反を回避するための措置が採られた上で、対象者とサンライズキャピタルとの間で独立当事者間の取引における協議・交渉と同等の協議・交渉が複数回行われ、より具体的には、対象者において、本特別委員会との協議、EY 及びブルートスによる対象者株式の株式価値に係る算定結果の内容や財務的見地からの助言及び西村あさひから受けた法的助言等を踏まえて、サンライズキャピタルとの間で真摯かつ継続的に協議・交渉が行われた上で決定された価格であること
- (f) 本特別委員会が、対象者とサンライズキャピタルとの間の本取引に係る協議・交渉過程に実質的に関与し、公開買付関連当事者と利害関係を有しない対象者役職員のみから構成されるプロジェクトチームから適時に協議・交渉状況の報告を受けるとともに、本公開買付価格その他の取引条件に関する交渉方針について事前に確認し、必要に応じて意見、指示又は要請を行った上で、本公開買付価格を含む本取引の条件について妥当である旨の意見を述べていること
- (g) 本公開買付価格その他の本公開買付けの条件は、下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の本公開買付けの公正性を担保するための措置が採られた上で決定されたものであること等、一般株主の利益への配慮がなされていると認められること

< 後略 >

(訂正後)

以上の経緯の下、対象者は、西村あさひから受けた法的助言、EY から受けた財務的見地からの助言及び 2026 年 7 月 31 日付で EY から取得した対象者株式に係る株式価値算定書（以下「本株式価値算定書（EY）」）といたします。）の内容、並びに本特別委員会が 2026 年 7 月 31 日付でブルートスから取得した対象者株式に係る株式価値算定書（以下「本株式価値算定書（ブルートス）」）といたします。）及び 2026 年 8 月 3 日付でブルートスから取得した本買付条件変更前の本公開買付価格である 1 株当たり 2,250 円が対象者の一般株主にとって財務的見地から公正である旨のフェアネス・オピニオン（以下「本フェアネス・オピニオン」といたします。）の内容を踏まえつつ、本特別委員会から提出された答申書（以下「8 月 3 日付本答申書」といい、2026 年 9 月 14 日付で提出を受けた追加答申書（以下「9 月 14 日付本追加答申書」といい。）と併せて「本答申書」といい。）の内容を最大限に尊重しながら、本取引を通じて対象者の企業価値を向上させることができるか、本公開買付価格を含む本取引の諸条件は公正なものであり、一般株主の皆様が享受すべき利益が確保されるものとなっているか等の観点から慎重に協議及び検討を行ったとのことです。

< 中略 >

以上を踏まえ、対象者は、本公開買付けを含む本取引により対象者株式を非公開化することが、対象者の企業価値の向上に資するものであると判断したとのことです。

また、対象者は、上記の協議・交渉を踏まえ、主に以下の点を考慮した結果、本買付条件変更前の本公開買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は、対象者の一般株主の皆様が享受すべき利益が確保された妥当な価格及び条件であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的なプレミアムを付した価格により対象者株式の売却の機会を提供するものであると判断したとのことです。

- (a) 下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」の「() 算定の概要」に記載されている EY による対象者株式の株式価値の算定結果に照らし、本買付条件変更前の本公開買付価格が市場株価法及び類似会社比準法に基づく各算定結果のレンジの上限を上回る価格であり、かつ、DCF 法（下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」の「() 算定の概要」において定義します。以下同じです。）に基づく算定結果のレンジの範囲内であるとともに、その中央値を上回る価格であること
- (b) 下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者の特別委員会における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得及びフェアネス・オピニオンの取得」の「() 算定の概要」に記載のとおり、本株式価値算定書（ブルートス）におけるブルートスによる対象者株式に係る株式価値算定結果に照らし、本買付条件変更前の本公開買付価格が市場株価法及び類似会社比較法に基づく各算定結果のレンジの上限を上回る価格であり、かつ、DCF 法に基づく算定結果のレンジの範囲内であるとともに、その中央値を上回る価格であること

- (c) ()本買付条件変更前の本公開買付価格が、本公開買付けの公表日の前営業日である2026年7月31日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値1,822円に対して23.49%、同日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値1,629円に対して38.12%、同日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値1,424円に対して58.01%、同日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値1,376円に対して63.52%のプレミアムをそれぞれ加えた金額であること、()対象者株式の市場株価は、2026年7月1日以降、出来高が増加する中で上昇基調を強め、同年7月9日の終値1,419円から同年7月17日の終値1,781円まで25.51%上昇し、その後も高値圏で推移しているところ、過去の対象者株式の市場株価の推移に照らしてみても、合理的な説明を行うことが困難な金額の変動が認められ、原因は明確ではないものの、当該期間において何らかの投機的な思惑買いがなされている可能性も否定できないことを考慮すると、対象者の市場株価が、本公開買付けの公表日前約1ヶ月間、合理的な説明が困難な株式市場の影響を受けて一時的に形成されたものである可能性が否定できないことから、本買付条件変更前の本公開買付価格の妥当性を検討するに当たっては、公表日の前営業日の対象者株式の終値及び公表日の前営業日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値との比較を過度に重視するべきではないと考えられ、より長期間の対象者株式の市場株価の動向を反映した、公表日の前営業日までの直近3ヶ月間及び6ヶ月間の各終値単純平均値に対するプレミアムも考慮することが適切であると考えられること、()経済産業省が「公正なM&Aの在り方に関する指針」を公表した2019年6月28日以降、2026年7月17日までの間に公表され成立した非公開化を目的とした公開買付け事例（マネジメント・バイアウト（MBO）事例、かつ、案件公表前のPBRが1倍以上の案件を対象としており、ディスカウント公開買付け案件は除外しております。）50件におけるプレミアム水準は、公表日の前営業日の終値に対するプレミアムの平均値が37.96%、公表日の前営業日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアムの平均値が40.89%、同日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアムの平均値が43.35%、同日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアムの平均値が44.18%であるところ、本買付条件変更前の本公開買付価格の公表日の前営業日の終値及び公表日の前営業日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアムはいずれも上記平均値を下回るものの、上記()に記載のとおり、対象者株式の市場株価が本公開買付けの公表日前約1ヶ月間に合理的な説明が困難な株式市場の影響を受けて一時的に形成されたものである可能性が否定できないことを踏まえると、公表日の前営業日の終値及び公表日の前営業日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値との比較を過度に重視することは適切ではないと考えられること、また、公表日の前営業日までの直近3ヶ月間及び直近6ヶ月間の各終値単純平均値に対するプレミアムは、それぞれ58.01%及び63.52%と、上記類似事例における各平均値43.35%及び44.18%をそれぞれ約14.66ポイント及び約19.34ポイント上回っていることから、本買付条件変更前の本公開買付価格には、上記類似事例との比較において十分な水準のプレミアムが付されていると評価できること
- (d) ブルータスによる本買付条件変更前の本公開買付価格である1株当たり2,250円が対象者の一般株主にとって財務的見地から公正である旨の本フェアネス・オピニオンが提出されたこと
- (e) 本買付条件変更前の本公開買付価格が、下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の利益相反を回避するための措置が採られた上で、対象者とサンライズキャピタルとの間で独立当事者間の取引における協議・交渉と同等の協議・交渉が複数回行われ、より具体的には、対象者において、本特別委員会との協議、EY及びブルータスによる対象者株式の株式価値に係る算定結果の内容や財務的見地からの助言及び西村あさひから受けた法的助言等を踏まえて、サンライズキャピタルとの間で真摯かつ継続的に協議・交渉が行われた上で決定された価格であること
- (f) 本特別委員会が、対象者とサンライズキャピタルとの間の本取引に係る協議・交渉過程に実質的に関与し、公開買付関連当事者と利害関係を有しない対象者役職員のみから構成されるプロジェクトチームから適時に協議・交渉状況の報告を受けるとともに、本買付条件変更前の本公開買付価格その他の取引条件に関する交渉方針について事前に確認し、必要に応じて意見、指示又は要請を行った上で、本買付条件変更前の本公開買付価格を含む本取引の条件について妥当である旨の意見を述べていること

(g) 本買付条件変更前の本公開買付価格その他の本公開買付けの条件は、下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の本公開買付けの公正性を担保するための措置が採られた上で決定されたものであること等、一般株主の利益への配慮がなされていると認められること

< 中略 >

その後、対象者は、2026年9月10日、サンライズキャピタルより、本買付条件変更を含む本取引の変更に係る提案を受けたことから、公開買付者らとの間で当該提案の内容について協議を行ったとのことです。対象者は、かかる協議を踏まえ、2026年9月14日開催の対象者取締役会において、本特別委員会から提出された9月14日付本追加答申書の内容を最大限尊重しながら、本買付条件変更を含む本取引の変更内容について慎重に協議・検討を行い、主に以下の点を考慮した結果、本買付条件変更を含む本取引の変更内容を踏まえても、本公開買付けに賛同する旨の意見及び対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見をいずれも維持することを決議したとのことです。

なお、上記のいずれの対象者取締役会においても、対象者の取締役のうち、武藤氏は本取引に関して対象者の一般株主と構造的な利益相反状態にあることから、利益相反の疑いを回避するため、上記取締役会における審議及び決議には一切参加しておらず、また、対象者の立場において、本取引に関して、公開買付関連当事者との協議及び交渉に一切参加していないとのことです。

- (a) 本買付条件変更を含む本取引の変更内容は、本取引の目的に影響を与えるものではなく、本取引を公表した2026年8月3日以降、本取引が対象者の企業価値の向上に資するかどうかの判断に重大な影響を与えるような事情が生じていないことから、本買付条件変更を含む本取引の変更内容を踏まえても、本取引は対象者の企業価値の向上に資するものであり、その目的は合理的であると考えられること
- (b) 本買付条件変更による本公開買付価格の引上げは、本公開買付けの成立可能性を向上させ、対象者の企業価値向上に資すると考えられる本取引の実現可能性を高めるとともに、対象者の一般株主により高い価格で対象者株式の売却機会を与える観点で望ましいと考えられること
- (c) 2026年8月3日以降、対象者の企業価値に影響を与える重要な状況変化は発生していないため、対象者が作成し、株式価値算定の前提とされた本事業計画に変更はなく、本株式価値算定書（EY）及び本株式価値算定書（ブルータス）の算定結果並びに本フェアネス・オピニオンの結論は引き続き有効であると考えられ、本取引の公表後も対象者の本源的価値に変更はないものと考えられる。したがって、これらの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンに照らして、本買付条件変更後の本公開買付価格2,270円は、引き続き公正・妥当な価格であると考えられること
- (d) 本買付条件変更を含む本取引の変更内容について、本自己株式取得価格（光通信グループ）は、法人株主が自己株式取得により株式を売却した場合の税務上の取扱いも踏まえ、公開買付者が合理的に設定した前提条件において、本自己株式取得（光通信グループ）が行われた場合のHTIOの税引後手取り額が、仮にHTIOが本公開買付けに応じた場合に得られる税引後手取り額と同額以下となるよう、HTIOの適用税率を踏まえて設定されていることから、光通信グループが対象者の一般株主と異なる利益を享受するものではなく、本公開買付価格の最大化と株主間の公平性を両立させることを企図したものであると考えられること
- (e) 本買付条件変更を含む本取引の変更の検討に当たり、本取引に関して対象者の一般株主と構造的な利益相反状態にある取締役（武藤氏）を検討過程から除外し、対象者の立場においてサンライズキャピタルとの協議及び交渉に一切参加させておらず、また、今後開催される本取引に関する取締役会に関しその審議及び決議にも参加させない予定であること等の公正性担保措置が十分に講じられていると評価できること。なお、本買付条件変更後において、本公開買付けが成立するためには、公開買付者らと利害関係を有しない対象者の株主が所有する対象者株式から4,456,035株以上の応募が必要であり、これは、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」の水準（5,015,609株）を下回っているが、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件の設定の要否については、企業価値の向上に資するM&Aに対しても阻害効果を及ぼす懸念があることから常に設定することが望ましいとまでいうことは困難であると指摘されているところ、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件を設定しないのは、本不応募合意株式（光通信グループ）が不応募となることを受けたものであり、このような状況下でマジョリティ・オブ・マイノリティ条件を維持しようとすると、かえって本取引の成立が不当に妨げられるおそれが否定できないことに加えて、本取引においては、対象者において他に十分な公正性担保措置が講じられていることから、対象者の一般株主の利益には十分な配慮がなされており、本公開買付けにおいてマジョリティ・オブ・マイノリティ条件の設定がなされていないことは、本公開買付けの手の公正性を損なうものではないと考えられること
- (f) 本買付条件変更による買付予定数の下限の引下げは、本不応募合意株主（光通信グループ）との間で、本不応募合意株式（光通信グループ）1,658,500株（所有割合：9.93%）の全てについて本公開買付けに応募しない旨及び本臨時株主総会において、本不応募合意株式（光通信グループ）に関して、本株式併合に関連する議案に賛成の議決権を行使すること（以下「本議決権行使」といいます。）等を合意したことを踏まえたものであること。すなわち、本買付条件変更後の買付予定数の下限である5,049,300株に本不応募合意株式（光通信グループ）1,658,500株を合算した株式数は6,707,800株となり、本買付条件変更前の買付予定数の下限と同数となることから、本公開買付けが成立した場合には、本不応募合意株式（光通信グループ）に

係る本議決権行使が行われることを前提として、本臨時株主総会において本株式併合に関連する議案が可決される可能性の見通しは、本買付条件変更前と比較しても変更はないと考えられること、本買付条件変更の検討において、本特別委員会が有効に機能したものと考えられること、本買付条件変更について、充実した情報開示が予定されており、本公開買付けにおいては、引き続き対象者の一般株主に対して、十分な情報に基づく適切な判断の機会が確保される予定であると認められること、並びに、本買付条件変更後も引き続き本公開買付けに応募しない株主に株式買取請求権又は価格決定申立権が確保されないスキームは採用されておらず、本公開買付けが成立した場合に対象者株式の非公開化が実現されない可能性は相当程度低いと認められ、かつ、対象者の株主の皆様に対し、()本公開買付けが成立した場合には速やかに本スクイズアウトを行う旨及び()本スクイズアウト手続時の価格は本公開買付価格と同一の価格を基準にする旨を含む詳細な開示が予定されていることからすれば、本買付条件変更後においても強圧性が排除されているものと考えられること

【公開買付け後の経営方針】

(訂正前)

<前略>

さらに、上記「(1) 公開買付けの目的の概要」に記載のとおり、公開買付者は、本スクイズアウト手続後、本資金提供及び本減資等を実施し、本自己株式取得を実施することを予定しております。本自己株式取得価格は、みなし配当の益金不算入規定が適用されることを考慮して、本自己株式取得に応じた場合に得られる税引後手取り額が仮に本不応募合意株主が本公開買付けに応募した場合の税引後手取り額と同額となる金額として、本株式併合前の対象者株式1株当たり1,860円を予定しています。本自己株式取得は、仮に本不応募合意株主が本公開買付けに応募した場合に得られる税引後手取り額と本自己株式取得に応じた場合の税引後手取り額が同額となる金額を基準として設定しつつ本自己株式取得価格を抑え、対象者の少数株主の皆様への配分をより多くすることで、株主間の公平性に配慮しつつ、本公開買付価格の最大化を図るためにサンライズキャピタルから本不応募合意株主に提案したものです。

(訂正後)

<前略>

さらに、上記「(1) 公開買付けの目的の概要」に記載のとおり、公開買付者は、本スクイズアウト手続後、本資金提供及び本減資等を実施し、本自己株式取得を実施することを予定しております。本自己株式取得価格(ムトウエンタープライズ2)は、みなし配当の益金不算入規定が適用されることを考慮して、本自己株式取得(ムトウエンタープライズ2)に応じた場合に得られる税引後手取り額が仮に本不応募合意株主(ムトウエンタープライズ2)が本公開買付けに応募した場合の税引後手取り額と同額となる金額として、本株式併合前の対象者株式1株当たり1,860円を予定しておりましたが、HTIOが本自己株式取得(光通信グループ)に応じるにより本公開買付価格が変更されたことに伴い、1,872円を予定しています。本自己株式取得(ムトウエンタープライズ2)は、仮に本不応募合意株主(ムトウエンタープライズ2)が本公開買付けに応募した場合に得られる税引後手取り額と本自己株式取得(ムトウエンタープライズ2)に応じた場合の税引後手取り額が同額となる金額を基準として設定しつつ本自己株式取得価格を抑え、対象者の少数株主の皆様への配分をより多くすることで、株主間の公平性に配慮しつつ、本公開買付価格の最大化を図るためにサンライズキャピタルから本不応募合意株主(ムトウエンタープライズ2)に提案したものです。また、本自己株式取得価格(光通信グループ)は、本株式併合前の対象者株式1株当たり2,061円を予定しております。当該価格は、HTIOにおいて法人税法に定めるみなし配当の益金不算入規定が適用されることが見込まれること及び本自己株式取得(光通信グループ)の実施に伴い本公開買付価格が引き上げられることにより一般株主の皆様への利益に資することを踏まえて、サンライズキャピタルから光通信グループに対して提案し、光通信グループとの協議・交渉を経て合意したものです。なお、公開買付者は、法人株主が自己株式取得により株式を売却した場合の税務上の取扱いも踏まえ、公開買付者が合理的に設定した前提条件において、本自己株式取得(光通信グループ)が行われた場合のHTIOの税引後手取り額が、仮にHTIOが本公開買付けに応募した場合に得られる税引後手取り額と同額以下となるよう、HTIOの適用税率を踏まえて、本自己株式取得価格(光通信グループ)を決定しております。

(3) 【公開買付けの公正性を担保するための措置】

対象者における独立した特別委員会の設置及び意見（答申書）の取得

() 検討の経緯

(訂正前)

< 前略 >

その後、本特別委員会は、対象者及びE Yから、サンライズキャピタルと対象者との間における本取引に係る協議・交渉の経緯及び内容等につき適時に報告を受けた上で、本特別委員会において協議し、本公開買付価格につき、サンライズキャピタルとの間で1株当たり2,250円という最終的な合意に至るまで、計6回にわたり、サンライズキャピタルに対して本公開買付価格の引上げを要請すべき旨を対象者に意見するなどして、サンライズキャピタルとの交渉過程に実質的に関与したとのことです。さらに、西村あさひから本取引において利益相反を軽減又は防止するために講じられている措置及び本取引に関する説明を受け、質疑応答を行うとともに、対象者及びE Yから本取引の諸条件の交渉経緯及び決定過程等に関する説明を受け、サンライズキャピタルから提案された本公開買付価格が、対象者が実現しうる本源的価値が適切に反映されているか等についての質疑応答を行ったとのことです。これらの内容を踏まえ、本特別委員会は本諮問事項について慎重に協議及び検討を行っているとのことです。

< 後略 >

(訂正後)

< 前略 >

その後、本特別委員会は、対象者及びE Yから、サンライズキャピタルと対象者との間における本取引に係る協議・交渉の経緯及び内容等につき適時に報告を受けた上で、本特別委員会において協議し、本買付条件変更前の本公開買付価格につき、サンライズキャピタルとの間で1株当たり2,250円という最終的な合意に至るまで、計6回にわたり、サンライズキャピタルに対して本買付条件変更前の本公開買付価格の引上げを要請すべき旨を対象者に意見するなどして、サンライズキャピタルとの交渉過程に実質的に関与したとのことです。さらに、西村あさひから本取引において利益相反を軽減又は防止するために講じられている措置及び本取引に関する説明を受け、質疑応答を行うとともに、対象者及びE Yから本取引の諸条件の交渉経緯及び決定過程等に関する説明を受け、サンライズキャピタルから提案された本買付条件変更前の本公開買付価格が、対象者が実現しうる本源的価値が適切に反映されているか等についての質疑応答を行ったとのことです。これらの内容を踏まえ、本特別委員会は本諮問事項について慎重に協議及び検討を行っているとのことです。

その後、本特別委員会は、2026年9月8日、対象者、E Y及び西村あさひから、公開買付者らと光通信グループとの間の協議・交渉の状況その他の関連情報について説明を受け、質疑応答及び情報共有を行ったとのことです。また、本特別委員会は、2026年9月10日、対象者から、公開買付者らより本買付条件変更の提案を受けた旨の連絡を受け、本買付条件変更を含む本取引の変更内容を前提としても、8月3日付本答申書の答申内容に変更がないかにつき諮問（以下「本追加諮問事項」といいます。）を受けたことから、9月14日付本追加答申書の提出に至るまでの間、同日開催の特別委員会における審議及び電子メール等を通じた報告・情報共有を通じて、本追加諮問事項に対する答申を行うに当たって必要となる情報の収集を行った上で、本追加諮問事項についての慎重な協議及び検討を行ったとのことです。

< 後略 >

() 判断内容
(訂正前)

本特別委員会は、上記のとおり、本諮問事項について慎重に協議及び検討を重ねた結果、2026年8月3日付で、対象者取締役会に対し、委員全員の一致で、本答申書を提出したとのことです。答申の理由を含む本答申書の詳細については、以下に引用するとおりとのことです。なお、以下の本答申書の引用部分の定義語については、本答申書に記載のまま掲載しております。
(以下引用)

< 後略 >

(訂正後)

(A) 8月3日付本答申書

本特別委員会は、上記のとおり、本諮問事項について慎重に協議及び検討を重ねた結果、2026年8月3日付で、対象者取締役会に対し、委員全員の一致で、8月3日付本答申書を提出したとのことです。答申の理由を含む8月3日付本答申書の詳細については、以下に引用するとおりとのことです。なお、以下の8月3日付本答申書の引用部分の定義語については、8月3日付本答申書に記載のまま掲載しております。本「(A) 8月3日付本答申書」において、本公開買付価格は、本買付条件変更前の本公開買付価格をいい、本自己株式取得は本自己株式取得(ムトウエンタープライズ2)をいいます。
(以下引用)

< 中略 >

(B) 9月14日付本追加答申書

本特別委員会は、2026年9月14日付で、対象者取締役会に対し、委員全員の一致で、9月14日付本追加答申書を提出したとのことです。答申の理由を含む9月14日付本追加答申書の詳細については、以下に引用するとおりとのことです。以下の9月14日付本追加答申書の引用部分の定義語については、9月14日付本追加答申書に記載のまま掲載しております。
(以下引用)

2026年9月14日

株式会社JPMC 取締役会 御中

株式会社JPMC特別委員会

委員長 川久保 公司

委員 細田 隆

委員 大西 伸幸

委員 桜井 祐子

委員 貞廣 亜紀

追加答申書

当社は、本取引がマネジメント・バイアウト(MBO)に該当し、構造的な利益相反の問題が存在すること等を踏まえ、本公開買付けを含む本取引に係る当社の意思決定に慎重を期し、当社取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保する観点から、2026年5月11日、当社取締役会の諮問機関として当委員会を設置しているところ、当委員会は、本取引に関し、当社が当委員会に対して諮問した後記第1記載の諮問事項(以下「追加諮問事項」という。)について、以下のとおり答申する。

なお、本追加答申書で使用される用語は、特段の記載のない限り、当委員会の2026年8月3日付「答申書」(以下「8月3日付答申書」という。)で用いられたものと同様の意味を有し、本追加答申書は8月3日付答申書記載の留保事項及び限定事項に服するものとする。ただし、8月3日付答申書において、()「本公開買付価格」及び「本公開買付期間」とは、それぞれ、本買付条件変更(後記第1において定義する。以下同じ。)前の本公開買付価格及び本公開買付期間をいい、()「本自己株式取得」及び「本不応募合意株式」とは、それぞれ、「本自己株式取得(ムトウエンタープライズ2)」及び「本不応募合意株式(ムトウエンタープライズ2)」をいうものとし、()本追加答申書において、「本公開買付価格」及び「本公開買付期間」とは、それぞれ、本買付条件変更後の本公開買付価格及び本公開買付期間をいうものとする。

第1．追加諮問事項

公開買付者らは、2026年9月14日付で、光通信KK投資事業有限責任組合（以下「光通信KK」という。）、UH Partners2投資事業有限責任組合（以下「UH Partners2」という。）及び光通信株式会社（以下「光通信㈱」といい、光通信KK、UH Partners2及び光通信㈱を総称して「本不応募合意株主（光通信グループ）」という。）並びにHIKARI TSUSHIN INVESTMENTS OKINAWA株式会社（以下「HTI0」という。）との間で、（ ）本不応募合意株主（光通信グループ）が、その所有する当社株式の全て（所有株式数：1,658,500株、所有割合：9.93%。以下「本不応募合意株式（光通信グループ）」という。）について、本公開買付けに応募しない旨、（ ）本株式併合及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」という。）において本不応募合意株式（光通信グループ）について、本株式併合に関連する各議案に賛成する旨の議決権の行使（以下「本議決権行使」という。）を行うことに同意する旨、（ ）本株式併合の効力発生の直前までに、光通信KK及びUH Partners2がHTI0に対し、本不応募合意株式（光通信グループ）の一部（1,452,100株、所有割合：8.69%）について現物分配を実施すること（以下「本現物分配」という。）に合意する旨、（ ）HTI0が本現物分配を受けた当社株式の全て（1,452,100株、所有割合：8.69%）を当社が自己株式として取得すること（以下「本自己株式取得（光通信グループ）」という。）に合意する旨の契約を締結する予定であり、2026年9月14日、（ ）本公開買付けにおける買付予定数を12,303,225株（所有割合：73.65%）から10,644,725株（所有割合：63.72%）、（ ）買付予定数の下限を6,707,800株（所有割合：40.16%）から5,049,300株（所有割合：30.23%）、（ ）本公開買付価格を2,250円から2,270円にそれぞれ変更し、法令に基づき、本公開買付期間を延長（以下、上記（ ）乃至（ ）の買付条件の変更を総称して「本買付条件変更」という。）する予定であるとのことである。

当委員会は、2026年9月14日、当社から、本買付条件変更を含む本取引の変更内容を前提として、8月3日付答申書により当社取締役会に答申した内容について、変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を答申することを求められた。

第2．当委員会の活動の概要

当委員会は、2026年9月14日に委員会を開催し、本買付条件変更を含む本取引の変更内容に関する審議を行った。

また、当該委員会の開催に先立ち、また、本追加答申書の承認に至るまでの間、当委員会は、当社、EY及び西村あさひ法律事務所から、本公開買付けの公表後の本取引を取り巻く環境の変化、本買付条件変更を含む本取引の変更内容、本事業計画の変更の有無及び本自己株式取得価格（光通信グループ）（後記第4.3(2)において定義する。）の設定方法等について説明を受け、質疑応答を実施し、また、電子メール等を通じた報告・情報共有を通じて、追加諮問事項に対する答申を行うにあたって必要となる情報の収集を行った上で、追加諮問事項についての慎重な協議及び検討を行って審議を尽くした。

その結果、当委員会は、追加諮問事項に対する答申内容を委員全員の一致で決議した。

第3．当委員会による答申

本買付条件変更を含む本取引の変更内容を前提としても、当委員会が8月3日付答申書により当社取締役会に答申した各意見は維持するのが相当であり、当社取締役会が本公開買付けに賛同意見を表明すること及び当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することは、妥当であると考えられるとの意見に変更はない。

第4．答申の理由

1．本取引の目的の正当性・合理性（本取引が当社の企業価値向上に資するかを含む。）

本買付条件変更を含む本取引の変更内容は、本取引の目的に影響を与えるものではなく、2026年8月3日以降、当社の企業価値に重大な影響を与える重要な状況、並びに、本取引を取り巻く環境に重大な変化は生じていないこと及び本事業計画の内容や前提に変更は生じていないことを踏まえると、本買付条件変更は、本取引の実現可能性を高めるとともに、当社の一般株主に対して、より高い価格で当社株式を売却する機会を提供する観点で望ましいものであると考えられる。

以上を踏まえ、本取引は当社の企業価値の向上に資するものと認められ、是認できるとの8月3日付答申書における意見を維持するのが相当であると考えられる。

2. 本取引に係る手続の公正性（当社の株主の利益への十分な配慮がなされているかを含む。）

(1) マジョリティ・オブ・マイノリティ条件の設定

本買付条件変更後において、公開買付者らは、本公開買付けにおいて、買付予定数の下限を5,049,300株（所有割合：30.23%）と設定しており、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行わないとのことである。

本買付条件変更後において、本公開買付けが成立するためには、公開買付者らと利害関係を有しない当社の株主が所有する当社株式から4,456,035株以上の応募が必要であり、これは、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」（以下「MOM条件」という。）の水準（5,015,609株。当社が2026年5月11日に公表した「2026年12月期第1四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載された2026年3月31日現在の当社の発行済株式総数（17,725,600株）から、同日現在の当社が所有する自己株式数（1,020,975株）、武藤氏が所有する当社株式（525,608株）、ムトウエンタープライズ3が所有する当社株式（87,900株）、本不応募合意株式（ムトウエンタープライズ2）（4,401,400株）及び本不応募合意株式（光通信グループ）（1,658,500株）を控除した数の過半数となる株式数という。）を下回っており、MOM条件を満たすものではない。

しかしながら、MOM条件の設定の要否については、企業価値の向上に資するM&Aに対しても阻害効果を及ぼす懸念があることから常にMOM条件を設定することが望ましいとまでいうことは困難であると指摘されているところ（公正M&A指針3.5.2）、当社からの説明によれば、本買付条件変更後においてMOM条件を設定しないのは、本不応募合意株主（光通信グループ）の全てが本公開買付けに応募となることを受けたものとのことであり、かかる説明に不合理な点は認められず、このような状況下で、MOM条件を維持しようとする、かえって本取引の成立が不当に妨げられるおそれは否定できないと考えられる。加えて、本取引においては、MOM条件の設定以外の、本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置が十分に講じられていることから、当社の一般株主の利益には十分な配慮がなされており、本公開買付けにおいてMOM条件の設定がなされていないことをもって、本公開買付けの手続の公正性を損なうものではないと考えられる。

(2) 一般株主への情報開示の充実及び応募判断の機会の確保

本買付条件変更については、本公開買付けに係る公開買付届出書の訂正届出書、当社による「（変更）『MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ』の一部変更について」、その他公表される予定の関連書類により詳細な情報開示が行われる予定である。また、本買付条件変更に伴い、本公開買付けにおける公開買付期間は延長される予定である。

このように、本買付条件変更については充実した情報開示が行われる予定で、当社の一般株主に対しては、本買付条件変更を踏まえた十分な応募判断の機会が確保されることになるものと考えられる。

(3) 強圧性の排除

当社からの説明によれば、本買付条件変更による買付予定数の下限の引下げは、本不応募合意株主（光通信グループ）との間で、（ ）本不応募合意株式（光通信グループ）の全てについて、本公開買付けに応募しない旨及び（ ）本臨時株主総会において本不応募合意株式（光通信グループ）について本議決権行使を行うことに同意する旨等を合意する予定であることを踏まえたものとのことである。

すなわち、本買付条件変更後の買付予定数の下限である5,049,300株に、本不応募合意株式（光通信グループ）1,658,500株を合算した株式数は6,707,800株となり、従前の買付予定数の下限と同数となることから、本公開買付けが成立した場合には、本不応募合意株式（光通信グループ）につき本議決権行使が行われることを前提として、本臨時株主総会における本株式併合に係る議案の可決の見通しは、本買付条件変更前と比較しても変更はないと考えられる。

したがって、本買付予定数の下限の引下げは、本公開買付けの成立の確度をより高めるための合理的な変更であり、本公開買付けが成立したにもかかわらず本スクイズアウト手続の実施が妨げられるものではないと考えられる。

さらに、本買付条件変更後も引き続き、本取引においては、本公開買付けの決済の完了後速やかに、本株式併合及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会の開催を当社に要請することが予定されており、本取引に反対する株主に株式買取請求権又は価格決定請求権が確保されない手法は採用されておらず、（ ）本公開買付けが成立した場合には速やかにスクイズアウトを行う旨及び（ ）スクイズアウト時の価格は本公開買付け価格と同一の価格を基準にする旨が開示されている。また、本取引においては、本買付条件変更後の条件についての詳細な情報開示が行われる予定で、当社の一般株主に対しては、充実した情報開示の下、本買付条件変更を踏まえた十分な応募判断の機会が確保されることになる（前記(2)参照）。

そのため、本取引においては、一般株主は、本公開買付けに応募するか否かにあたって、仮に応募しなかった場合に、不利に取り扱われることが予想される状況には陥らないような十分な配慮がなされており、強圧性は生じないものと認められる。

(4) その他の手続

8月3日付答申書において指摘した、()独立した特別委員会の設置、()独立した外部専門家からの専門的助言等の取得、()本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保及び()一般株主への情報提供の充実とプロセスの透明性の向上に関する事項の各項目の内容について、判断の基礎とした事実は本追加答申書作成日時点においても変更されていない。

(5) 小括

前記(1)乃至(4)を踏まえ、本買付条件変更を含む本取引の変更内容を踏まえても、本取引において当社の一般株主の利益に配慮した適切な公正性担保措置が講じられており、本取引に係る手続の公正性は確保されているとの8月3日付答申書における意見を維持するのが相当であると考えられる。

3. 本取引に係る取引条件の公正性・妥当性

(1) 本公開買付価格の水準

本買付条件変更は、本公開買付価格を1株当たり2,250円から2,270円に引き上げるものであり、当社の一般株主に対して、本買付条件変更前よりも高い価格で当社株式を売却する機会を提供するものであると評価できる。

また、2026年8月3日以降、本事業計画に変更はなく、本事業計画を基礎として作成された本株式価値算定書(EY)及び本株式価値算定書(プルータス)は引き続き有効であり、2026年8月3日以降、当社の企業価値に影響を与えるような重要な状況の変化は発生していないため、本取引の公表後も当社の本源的価値に変更はないものと考えられる。また、8月3日付答申書において指摘した、()本事業計画、()本フェアネス・オピニオン、()プレミアムの水準及び()本株式併合に係る取引条件の妥当性に関する事項の各項目の内容について、各項目で述べられた事実は本追加答申書作成日時点においても変更されていない。

以上を踏まえると、本公開買付価格は、公正かつ妥当なものであると考えられる。

(2) 本自己株式取得価格(光通信グループ)の妥当性

サンライズキャピタルによれば、本自己株式取得(光通信グループ)に係る自己株式取得価格(本株式併合前の当社株式1株当たり2,061円。以下「本自己株式取得価格(光通信グループ)」という。)は、法人株主が自己株式取得により株式を売却した場合の税務上の取扱いも踏まえ、公開買付者らが合理的に設定した前提条件において、本自己株式取得(光通信グループ)が行われた場合のHTIOの税引後手取り額が、仮にHTIOが本公開買付けに応じた場合に得られる税引後手取り額と同額以下となるよう、HTIOの適用税率を踏まえて設定されているとのことである。

この点、サンライズキャピタルの説明に不合理な点は見当たらず、本自己株式取得価格(光通信グループ)の設定により、株主間の実質的公平性を維持したまま、本公開買付価格を増額し、その分一般株主の利益を増加させることが可能となると考えられる。

以上を踏まえると、本自己株式取得価格(光通信グループ)は、本公開買付価格の最大化と株主間の公平性の確保に資するものであり、本取引の取引条件の公正性・妥当性を損なうものではないと考えられる。

(3) 結論

本公開買付価格が、当社の本源的価値を適切に反映した妥当な価格であり、本自己株式取得価格(光通信グループ)その他の取引条件を踏まえても、本取引の取引条件は公正かつ妥当なものであると考えられるとの8月3日付答申書における意見を維持するのが相当であると考えられる。

4. 本取引を行うことが当社の一般株主にとって公正なものであると考えられるか

前記1.乃至3.の検討のとおり、本買付条件変更を含む本取引の内容を踏まえても、本取引の目的は正当性・合理性を有すると考えられること、本取引の手続は公正なものであると考えられること、及び本取引の取引条件は公正かつ妥当であると考えられることからすると、本取引は、当社の一般株主にとって公正なものであると考えられるとの8月3日付答申書における当委員会の判断に変更はない。

また、前記1.乃至3.において検討した諸事項以外の点に関して、当委員会において、本公開買付けを含む本取引が当社の一般株主にとって公正なものではないと考えられる事情は、8月3日付答申書の提出以降も見当たっていない。

以上を踏まえ、本取引は、当社の一般株主にとって公正なものである旨の8月3日付答申書における意見を維持するのが相当であると考えられる。

5. 当社取締役会が本公開買付けに対して賛同意見を表明すること及び当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することの是非

前記1.乃至4.の検討のとおり、本買付条件変更を含む本取引の内容を踏まえても、本取引は当社の価値ないし株主の共同の利益の最大化に資するものであり、本取引の目的は合理性を有すると考えられ、また、本買付予定数の下限の引下げを踏まえても強圧性は排除されており、本取引に係る手続は公正なものであり、かつ、本公開買付価格が、当社の本源的価値を適切に反映した妥当な価格であり、本自己株式取得価格（光通信グループ）その他の取引条件を踏まえても、本取引の取引条件は妥当なものであると考えられる。

したがって、当社取締役会が本公開買付けに賛同意見を表明すること及び当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することは、妥当であると考えられるとの8月3日付答申書における意見を維持するのが相当であると考えられる。

以上

対象者の特別委員会における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得及びフェアネス・オピニオンの取得

() 算定機関の名称並びに対象者及び公開買付関連当事者との関係

(訂正前)

本特別委員会は、本諮問事項の検討を行うにあたり、本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件の公正性を担保するため、公開買付関連当事者及び対象者から独立した第三者算定機関であるブルータスに対し、対象者株式の株式価値の算定及び本公開買付価格の財務的見地からの公正性についての意見（フェアネス・オピニオン）の表明を依頼し、2026年7月31日付で本株式価値算定書（ブルータス）、2026年8月3日付で本フェアネス・オピニオンを取得したとのことです。なお、ブルータスは、対象者及び公開買付関連当事者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有していないとのことです。また、ブルータスの報酬は、本取引の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本取引の成立等を条件として支払われる成功報酬は含まれていないとのことです。

< 後略 >

(訂正後)

本特別委員会は、本諮問事項の検討を行うにあたり、本買付条件変更前の本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件の公正性を担保するため、公開買付関連当事者及び対象者から独立した第三者算定機関であるブルータスに対し、対象者株式の株式価値の算定及び本買付条件変更前の本公開買付価格の財務的見地からの公正性についての意見（フェアネス・オピニオン）の表明を依頼し、2026年7月31日付で本株式価値算定書（ブルータス）、2026年8月3日付で本フェアネス・オピニオンを取得したとのことです。なお、ブルータスは、対象者及び公開買付関連当事者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有していないとのことです。また、ブルータスの報酬は、本取引の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本取引の成立等を条件として支払われる成功報酬は含まれていないとのことです。

< 後略 >

() 本フェアネス・オピニオンの概要
(訂正前)

本特別委員会は、2026年8月3日付で、ブルータスから、本公開買付価格である1株当たり2,250円は対象者の一般株主にとって財務的見地から公正であると考える旨の本フェアネス・オピニオンを取得しているとのことです(注1)。本フェアネス・オピニオンは、本事業計画に基づく対象者の株式価値の算定結果等に照らして、本公開買付価格である1株当たり2,250円が、対象者の一般株主にとって財務的見地から公正であることを意見表明するものであるとのことです。なお、本フェアネス・オピニオンは、ブルータスが、対象者から、対象者グループの事業の現状、将来の事業計画等の開示を受けるとともに、それらに関する説明を受けた上で実施した対象者の株式価値算定の結果に加えて、本公開買付けの概要、背景及び目的に係る対象者との質疑応答、ブルータスが必要と認めた範囲内での対象者グループの事業環境、経済、市場及び金融情勢等についての検討並びにブルータスにおけるエンゲージメントチームとは独立した審査会におけるレビュー手続を経て発行されているとのことです。

(注1) ブルータスは、本フェアネス・オピニオンの作成及び提出並びにその基礎となる株式価値の算定を行うに際して、対象者から提供され又は対象者と協議した情報及び基礎資料、一般に公開されている資料について、それらが正確かつ完全であること、対象者株式の株式価値の分析・算定に重大な影響を与える可能性がある事実でブルータスに対して未開示の事実はないことを前提としてこれらに依拠しており、独自にそれらの調査、検証を実施しておらず、その調査、検証を実施する義務も負っていないとのことです。

ブルータスが、本フェアネス・オピニオンの基礎資料として用いた対象者の事業見通しその他の資料は、対象者の経営陣により当該時点における最善の予測と判断に基づき合理的に作成されていることを前提としており、ブルータスはその実現可能性を保証するものではなく、これらの作成の前提となった分析若しくは予測又はそれらの根拠となった前提条件については、何ら見解を表明していないとのことです。

ブルータスは、個別の資産又は負債の分析及び評価を含め、対象者及びその関係会社の資産又は負債(偶発債務を含むとのことです。)に関して独自の評価又は鑑定を行っておらず、これらに関していかなる評価書や鑑定書の提供も受けていないとのことです。したがって、ブルータスは対象者及びその関係会社の支払能力についての評価も行っていないとのことです。ブルータスは、法律、会計又は税務の専門機関でないとのことです。したがって、ブルータスは本公開買付けに関する法律、会計又は税務上の問題に関して何らかの見解を述べるものでもなければ、その義務を負うものではないとのことです。

本フェアネス・オピニオンは、対象者が本公開買付けに関する意見を表明するに際しての検討に供する目的で、本公開買付価格の公正性に関する意見を財務的見地から表明したものとのことです。

したがって、本フェアネス・オピニオンは、本公開買付けの代替的な選択肢となり得る取引との優劣、本公開買付けの実施によりもたらされる便益、及び本公開買付け実行の是非について、何らの意見を述べるものではないとのことです。

本フェアネス・オピニオンは、対象者の発行する有価証券の保有者、債権者、その他の関係者に対し、いかなる意見も述べるものではないとのことです。したがって、ブルータスは本フェアネス・オピニオンに依拠した株主及び第三者の皆様に対して何らの責任も負わないとのことです。

ブルータスは、対象者への投資等を勧誘するものではなく、その権限も有していないとのことです。したがって、本フェアネス・オピニオンは株主の皆様に対して本公開買付けに関する応募その他のいかなる行動も推奨するものではないとのことです。

本フェアネス・オピニオンは、本公開買付価格が、対象者の一般株主にとって財務的見地から公正か否かについて、本フェアネス・オピニオンの提出日現在の金融及び資本市場、経済状況並びにその他の情勢を前提に、また、同日までにブルータスに供され又はブルータスが入手した情報に基づいて、同日時点における意見を述べたものであるとのことです。今後の状況の変化によりこれらの前提が変化しても、ブルータスはその意見を修正、変更又は補足する義務を負わないとのことです。本フェアネス・オピニオンは、本フェアネス・オピニオンに明示的に記載された事項以外、又は本フェアネス・オピニオンの提出日以降に関して、何らの意見を推論させ、示唆するものではないとのことです。

(訂正後)

本特別委員会は、2026年8月3日付で、ブルータスから、本買付条件変更前の本公開買付価格である1株当たり2,250円は対象者の一般株主にとって財務的見地から公正であると考える旨の本フェアネス・オピニオンを取得しているとのことです(注1)。本フェアネス・オピニオンは、本事業計画に基づく対象者の株式価値の算定結果等に照らして、本買付条件変更前の本公開買付価格である1株当たり2,250円が、対象者の一般株主にとって財務的見地から公正であることを意見表明するものであるとのことです。なお、本フェアネス・オピニオンは、ブルータスが、対象者から、対象者グループの事業の現状、将来の事業計画等の開示を受けるとともに、それらに関する説明を受けた上で実施した対象者の株式価値算定の結果に加えて、本公開買付けの概要、背景及び目的に係る対象者との質疑応答、ブルータスが必要と認めた範囲内での対象者グループの事業環境、経済、市場及び金融情勢等についての検討並びにブルータスにおけるエンゲージメントチームとは独立した審査会におけるレビュー手続を経て発行されているとのことです。

なお、本特別委員会は、2026年8月3日以降、対象者の企業価値に影響を与える重要な状況変化は発生していないため、対象者が作成し、本フェアネス・オピニオンの前提とされた本事業計画に変更はない旨の対象者からの説明、及び、本買付条件変更は、本公開買付価格を引き上げるものであることを踏まえ、本買付条件変更後の本公開買付価格について、ブルータスから新たにフェアネス・オピニオンを取得していないとのことです。

(注1) ブルータスは、本フェアネス・オピニオンの作成及び提出並びにその基礎となる株式価値の算定を行うに際して、対象者から提供され又は対象者と協議した情報及び基礎資料、一般に公開されている資料について、それらが正確かつ完全であること、対象者株式の株式価値の分析・算定に重大な影響を与える可能性がある事実でブルータスに対して未開示の事実はないことを前提としてこれらに依拠しており、独自にそれらの調査、検証を実施しておらず、その調査、検証を実施する義務も負っていないとのことです。

ブルータスが、本フェアネス・オピニオンの基礎資料として用いた対象者の事業見通しその他の資料は、対象者の経営陣により当該時点における最善の予測と判断に基づき合理的に作成されていることを前提としており、ブルータスはその実現可能性を保証するものではなく、これらの作成の前提となった分析若しくは予測又はそれらの根拠となった前提条件については、何ら見解を表明していないとのことです。

ブルータスは、個別の資産又は負債の分析及び評価を含め、対象者及びその関係会社の資産又は負債(偶発債務を含むとのことです。)に関して独自の評価又は鑑定を行っておらず、これらに関してもいかなる評価書や鑑定書の提供も受けていないとのことです。したがって、ブルータスは対象者及びその関係会社の支払能力についての評価も行っていないとのことです。ブルータスは、法律、会計又は税務の専門機関でないとのことです。したがって、ブルータスは本公開買付けに関する法律、会計又は税務上の問題に関して何らかの見解を述べるものでもなければ、その義務を負うものではないとのことです。

本フェアネス・オピニオンは、対象者が本公開買付けに関する意見を表明するに際しての検討に供する目的で、本買付条件変更前の本公開買付価格の公正性に関する意見を財務的見地から表明したものとのことです。

したがって、本フェアネス・オピニオンは、本公開買付けの代替的な選択肢となり得る取引との優劣、本公開買付けの実施によりもたらされる便益、及び本公開買付け実行の是非について、何らの意見を述べるものではないとのことです。

本フェアネス・オピニオンは、対象者の発行する有価証券の所有者、債権者、その他の関係者に対し、いかなる意見も述べるものではないとのことです。したがって、ブルータスは本フェアネス・オピニオンに依拠した株主及び第三者の皆様に対して何らの責任も負わないとのことです。

ブルータスは、対象者への投資等を勧誘するものではなく、その権限も有していないとのことです。したがって、本フェアネス・オピニオンは株主の皆様に対して本公開買付けに関する応募その他のいかなる行動も推奨するものではないとのことです。

本フェアネス・オピニオンは、本買付条件変更前の本公開買付価格が、対象者の一般株主にとって財務的見地から公正か否かについて、本フェアネス・オピニオンの提出日現在の金融及び資本市場、経済状況並びにその他の情勢を前提に、また、同日までにブルータスに供され又はブルータスが入手した情報に基づいて、同日時点における意見を述べたものであるとのことです。今後の状況の変化によりこれらの前提が変化しても、ブルータスはその意見を修正、変更又は補足する義務を負わないとのことです。本フェアネス・オピニオンは、本フェアネス・オピニオンに明示的に記載された事項以外、又は本フェアネス・オピニオンの提出日以降に関して、何らの意見を推論させ、示唆するものではないとのことです。

対象者における利害関係を有しない取締役（監査等委員を含む。）全員の承認

（訂正前）

対象者は、EYから取得した本株式価値算定書（EY）、本特別委員会がブルータスから取得した本株式価値算定書（ブルータス）及び本フェアネス・オピニオン、西村あさひから得た法的助言、サンライズキャピタルとの間で実施した複数回にわたる協議・交渉の内容、その他の関連資料を踏まえつつ、本特別委員会から提出された本答申書の内容を最大限に尊重しながら、本公開買付けを含む本取引の諸条件について慎重に検討したとのことです。その結果、上記「(2) 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針」の「対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「() 判断内容」に記載のとおり、対象者取締役会は、本取引について、本公開買付けを含む本取引により対象者株式を非公開化することが対象者の企業価値の向上に資するものであり、かつ、本公開買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は対象者の一般株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断し、2026年8月3日開催の取締役会において、審議及び決議に参加した対象者の取締役（監査等委員である取締役を含む取締役合計9名のうち、武藤氏を除く8名）の全員一致で、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議したとのことです。

なお、上記取締役会においては、対象者の取締役9名のうち、武藤氏は、本取引後も継続して代表取締役として対象者の経営にあたることが予定されていること、また、本取引の一環として本再出資を行うことが想定されていること等から、本取引に関して対象者の一般株主の皆様と構造的な利益相反状態にあるため、利益相反の疑いを回避する観点から、上記取締役会における本取引に関する審議及び決議には一切参加しておらず、また、対象者の立場において、本取引に関して公開買付関連当事者との協議及び交渉にも一切参加していないとのことです。

（訂正後）

対象者は、EYから取得した本株式価値算定書（EY）、本特別委員会がブルータスから取得した本株式価値算定書（ブルータス）及び本フェアネス・オピニオン、西村あさひから得た法的助言、サンライズキャピタルとの間で実施した複数回にわたる協議・交渉の内容、その他の関連資料を踏まえつつ、本特別委員会から提出された本答申書の内容を最大限に尊重しながら、本公開買付けを含む本取引の諸条件について慎重に検討したとのことです。その結果、上記「(2) 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針」の「対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「() 判断内容」に記載のとおり、対象者取締役会は、本取引について、本公開買付けを含む本取引により対象者株式を非公開化することが対象者の企業価値の向上に資するものであり、かつ、本買付条件変更前の本公開買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は対象者の一般株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断し、2026年8月3日開催の取締役会において、審議及び決議に参加した対象者の取締役（監査等委員である取締役を含む取締役合計9名のうち、武藤氏を除く8名）の全員一致で、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議したとのことです。

その後、対象者は、2026年9月10日、サンライズキャピタルより、本買付条件変更を含む本取引の変更に係る提案を受けたことから、本特別委員会から提出された9月14日付本追加答申書の内容を最大限に尊重しながら、当該提案の内容について慎重に検討・協議したとのことです。その結果、対象者は、上記「(2) 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針」の「対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」に記載のとおり、2026年9月14日開催の対象者取締役会において、審議及び決議に参加した対象者の取締役（監査等委員である取締役を含む取締役合計9名のうち、武藤氏を除く8名）の全員一致で、本買付条件変更を含む本取引の変更内容を踏まえても、本公開買付けに賛同する旨の意見並びに対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見をいずれも維持することを決議したとのことです。

なお、上記のいずれの取締役会においても、対象者の取締役9名のうち、武藤氏は、本取引後も継続して代表取締役として対象者の経営にあたることが予定されていること、また、本取引の一環として本再出資を行うことが想定されていること等から、本取引に関して対象者の一般株主の皆様と構造的な利益相反状態にあるため、利益相反の疑いを回避する観点から、上記取締役会における本取引に関する審議及び決議には一切参加しておらず、また、対象者の立場において、本取引に関して公開買付関連当事者との協議及び交渉にも一切参加していないとのことです。

本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

(訂正前)

公開買付者らは、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日に設定しております。公開買付者らは、公開買付期間を法定の最短期間より長期に設定することにより、対象者の株主の皆様の本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、対象者株式について公開買付者ら以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保することにより、本公開買付けの公正性を担保することを企図しております。

<後略>

(訂正後)

公開買付者らは、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日に設定しておりましたが、2026年9月15日、本買付条件変更に伴い、法令に基づき、公開買付期間を、公開買付届出書の訂正届出書の提出日である2026年9月15日から起算して11営業日を経過した日にあたる2026年10月5日まで延長し、合計41営業日に変更しております。公開買付者らは、公開買付期間を法定の最短期間より長期に設定することにより、対象者の株主の皆様の本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、対象者株式について公開買付者ら以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保することにより、本公開買付けの公正性を担保することを企図しております。

<後略>

マジョリティ・オブ・マイノリティ（Majority of Minority）を上回る買付予定数の下限の設定

(訂正前)

公開買付者らは、本公開買付けにおいて、買付予定数の下限を6,707,800株（所有割合：40.16%）と設定しており、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（6,707,800株）に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行いません。

本公開買付けが成立するためには、公開買付者らと利害関係を有しない対象者の一般株主の皆様が所有する対象者株式から6,114,535株以上の応募が必要であり、これは、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ（Majority of Minority）」の水準（5,844,859株。対象者決算短信に記載された2026年3月31日現在の対象者の発行済株式総数（17,725,600株）から、同日現在の対象者が所有する自己株式数（1,020,975株）、武藤氏が所有する対象者株式（525,608株）、ムトウエンタープライズ3が所有する対象者株式（87,900株）及び本不応募合意株式（4,401,400株）を控除した数の過半数となる株式数をいいます。）を上回っており、「マジョリティ・オブ・マイノリティ（Majority of Minority）」条件を満たしております。

これにより、公開買付者らは、対象者の一般株主の皆様の意思を重視して、公開買付者らと利害関係を有しない対象者の一般株主の皆様の過半数の賛同が得られない場合には、本公開買付けを含む本取引を行わないこととしております。

(訂正後)

公開買付者らは、本公開買付けにおいて、買付予定数の下限を5,049,300株（所有割合：30.23%）と設定しており、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（5,049,300株）に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行いません。

本買付条件変更後において、本公開買付けが成立するためには、公開買付者らと利害関係を有しない対象者の一般株主の皆様が所有する対象者株式から4,456,035株以上の応募が必要となりますが、これは、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ（Majority of Minority）」の水準（5,015,609株（小数点以下切上げ）。対象者決算短信に記載された2026年3月31日現在の対象者の発行済株式総数（17,725,600株）から、同日現在の対象者が所有する自己株式数（1,020,975株）、武藤氏が所有する対象者株式（525,608株）、ムトウエンタープライズ3が所有する対象者株式（87,900株）、本不応募合意株式（ムトウエンタープライズ2）（4,401,400株）及び本不応募合意株式（光通信グループ）（1,658,500株）を控除した数の過半数となる株式数をいいます。）を下回っております。もっとも、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件の設定の要否については、企業価値の向上に資するM&Aに対しても阻害効果を及ぼす懸念があることから常に設定することが望ましいとまでいうことは困難であると指摘されているところ、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件を設定しないのは、本不応募合意株式（光通信グループ）が不応募となることを受けたものであり、このような状況下でマジョリティ・オブ・マイノリティ条件を維持しようとすると、かえって本取引の成立が不当に妨げられるおそれが否定できないことに加えて、本買付条件変更の検討にあたっては、本特別委員会による9月14日付本追加答申書の取得がなされていること、株式価値算定の前提とされた本事業計画に変更はなく、対象者において独立した第三者算定機関であるEYから取得した本株式価値算定書（E

Y) 及び対象者の特別委員会において独立した第三者算定機関であるブルータスから取得した本株式価値算定書（ブルータス）は引き続き有効であると考えられること、並びに、本買付条件変更を含む本取引の変更内容は本公開買付価格の最大化と株主間の公平性を両立させることを企図したものであることから、対象者の一般株主の皆様の利益には十分配慮がされており、「マジョリティ・オブ・マイノリティ（Majority of Minority）」条件が設定されていないことについても、不合理なものではないと考えております。

（４）【公開買付け後の組織再編等の方針】

（訂正前）

＜前略＞

具体的には、本公開買付けの成立後、公開買付者らは、本株式併合及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を2026年11月中旬を目途に開催することを対象者に要請する予定です。対象者プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者らからかかる要請を受けた場合には、かかる要請に応じる予定とのことです。なお、公開買付者ら及び本不応募合意株主は、本臨時株主総会において、上記各議案に賛成する予定です。

＜後略＞

（訂正後）

＜前略＞

具体的には、本公開買付けの成立後、公開買付者らは、本株式併合及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を2026年11月下旬を目途に開催することを対象者に要請する予定です。対象者プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者らからかかる要請を受けた場合には、かかる要請に応じる予定とのことです。なお、公開買付者ら及び本不応募合意株主は、本臨時株主総会において、上記各議案に賛成する予定です。

＜後略＞

（６）【公開買付けに係る重要な合意】

（訂正前）

＜前略＞

本不応募契約

公開買付者らは、本不応募合意株主との間で2026年8月3日付で本不応募契約を締結し、本不応募合意株式について、本公開買付けに応募しない旨の合意をしております。また、本不応募契約において、以下の内容を合意しております。なお、本不応募契約を除いて、公開買付者らと本不応募合意株主との間で本取引に関する合意は締結されておられません。公開買付者らは、本公開買付けに関して、本不応募契約以外に、本不応募合意株主との間で合意を行っておらず、本自己株式取得による対価以外に、本取引に際して公開買付者らから本不応募合意株主に対して供与される利益は存在しません。

（ア）本不応募合意株主は、本不応募契約締結日から本自己株式取得日までの間、本不応募合意株式の全部又は一部について、譲渡、担保設定その他の処分（本公開買付け以外の公開買付けへの応募を含むがこれに限らない。）を行わず、また、対象者株式又は対象者株式に係る権利の取得を行わない。

（イ）本不応募合意株主は、自ら又は他の者をして、公開買付者ら以外の者との間で、直接又は間接に、本公開買付けと競合、矛盾若しくは抵触し、又はそのおそれのある一切の行為（第三者との合意、合意に向けた申込み、申込みの誘引、承諾、協議、交渉、勧誘又は情報提供を含むがこれらに限らない。）を行わず、公開買付者ら以外の第三者から当該行為に関する勧誘、提案、情報提供又は申込みを受けた場合には、直ちに公開買付者らにその旨及びこれらの内容を通知し、かかる第三者への対応について公開買付者らと誠実に協議する。

（ウ）本不応募合意株主及び公開買付者らは、対象者をして、本株式併合の効力発生を条件として、本株式併合の効力発生日の翌営業日又は公開買付者ら及び対象者が別途合意する日を効力発生日として、本自己株式取得に必要な資金及び配当可能利益を確保するために、公開買付者らに対する第三者割当増資により資金を調達し、かつ本減資等を実施させううえで、本減資等の効力発生日の翌営業日又は公開買付者ら及び対象者が別途合意する日に本自己株式取得を実施させる。

（エ）本不応募合意株式 1株当たりの対価額は1,860円とする。

（オ）本不応募合意株主は、本不応募契約締結日から本自己株式取得日までの間、本不応募契約に明示的に定める事項を除き、公開買付者らの事前の書面による承諾なく、対象者の株主総会の招集請求権（会社法第297条）、株主提案権（会社法第303条乃至第305条）その他の株主権を行使しない。

（カ）本不応募合意株主は、本不応募契約締結日から本自己株式取得日までの間に開催される対象者の株主総会において議決権を行使できる場合、（ ）剰余金の配当その他の処分に関する議案、（ ）株主提案に係る議

案、及び()可決されれば対象者グループの財政状態、経営成績、キャッシュ・フロー、事業、資産、負債若しくは将来の収益計画又はその見通しに重大な影響を及ぼす又は及ぼすことが合理的に予想される議案が上程されるときは、その保有する対象者株式に係る当該株主総会における議決権について、当該議案に反対の議決権を行使する。ただし、公開買付者らが事前に書面で承諾した議案については賛成の議決権を行使する。

(キ) 本公開買付けが成立した場合において、本公開買付けの決済開始日より前の日を権利行使の基準日とする対象者の株主総会が、本公開買付け決済開始日以降に開催される場合、本不応募合意株主は、本不応募合意株式に係る当該株主総会における議決権その他の一切の権利行使について、公開買付者らの指示に従って権利行使し、公開買付者らの意思が適切に反映されるために必要な措置(もしあれば)を執る。

(ク) 本不応募合意株主及び公開買付者らは、本不応募契約締結日以降、()自らの表明及び保証(注2)が虚偽若しくは不正確となる具体的なおそれがある事由を認識した場合、又は()自らの本不応募契約上の義務違反を認識した場合には、速やかに、相手方当事者に書面で事実関係を特定して通知するものとする。

(注2) 本不応募契約において、本不応募合意株主は、公開買付者らに対して、本不応募合意株主に関して設立及び存続、本不応募契約の締結及び履行、強制執行可能性、法令等との抵触の不存在、倒産手続の不存在、反社会的勢力等との取引の不存在、対象者株式の保有について表明及び保証を行っている。公開買付者らは、本不応募合意株主に対して、設立及び存続、本不応募契約の締結及び履行、強制執行の可能性、法令等の抵触の不存在、倒産手続の不存在、反社会的勢力等との取引の不存在について表明及び保証を行っている。

その他、本不応募契約においては、本不応募契約に基づく義務の不履行又は表明保証事項違反が生じた場合の相手方当事者に対する補償義務が定められている。また、本不応募契約においては、()相手方当事者の表明及び保証の重大な違反があった場合、()相手方当事者の本不応募契約上の義務の重大な不履行があった場合、()相手方当事者につき倒産手続の開始の申立てがなされた場合が解除事由として、(a)公開買付者らが本公開買付けを適法に撤回した場合、又は(b)本公開買付けに係る応募株券等の総数が買付予定数の下限に満たなかった場合が終了事由として規定されている。

__ 本応募契約(武藤氏)

< 中略 >

(ク) 武藤氏は、対象者が、本自己株式取得を行った後速やかに、武藤氏及び公開買付者らが別途合意する価格(ただし、公開買付けにおける価格の均一性の規制に反しないことを前提とする。)で、武藤氏の公開買付者親会社らの議決権保有割合がそれぞれ5%になるよう公開買付者親会社らの普通株式をそれぞれ引き受けるものとする。

< 中略 >

__ 本応募契約(ムトウエンタープライズ3)

< 後略 >

(訂正後)

< 前略 >

本不応募契約（ムトウエンタープライズ2）

公開買付者らは、本不応募合意株主（ムトウエンタープライズ2）との間で2026年8月3日付で本不応募契約（ムトウエンタープライズ2）を締結し、本不応募合意株式（ムトウエンタープライズ2）について、本公開買付けに応募しない旨の合意をしております。また、本不応募契約（ムトウエンタープライズ2）において、以下の内容を合意しております。なお、本不応募契約（ムトウエンタープライズ2）を除いて、公開買付者らと本不応募合意株主（ムトウエンタープライズ2）との間で本取引に関する合意は締結されておりません。公開買付者らは、本公開買付けに関して、本不応募契約（ムトウエンタープライズ2）以外に、本不応募合意株主（ムトウエンタープライズ2）との間で合意を行っておらず、本自己株式取得（ムトウエンタープライズ2）による対価以外に、本取引に際して公開買付者らから本不応募合意株主（ムトウエンタープライズ2）に対して供与される利益は存在しません。なお、本買付条件変更に伴い、公開買付者らと本不応募合意株主（ムトウエンタープライズ2）は、2026年9月14日付で本不応募合意株式（ムトウエンタープライズ2）1株当たりの対価額を1,860円から1,872円に修正する合意をしております。

(ア) 本不応募合意株主（ムトウエンタープライズ2）は、本不応募契約（ムトウエンタープライズ2）締結日から本自己株式取得（ムトウエンタープライズ2）日までの間、本不応募合意株式（ムトウエンタープライズ2）の全部又は一部について、譲渡、担保設定その他の処分（本公開買付け以外の公開買付けへの応募を含むがこれに限らない。）を行わず、また、対象者株式又は対象者株式に係る権利の取得を行わない。

(イ) 本不応募合意株主（ムトウエンタープライズ2）は、自ら又は他の者をして、公開買付者ら以外の者との間で、直接又は間接に、本公開買付けと競合、矛盾若しくは抵触し、又はそのおそれのある一切の行為（第三者との合意、合意に向けた申込み、申込みの誘引、承諾、協議、交渉、勧誘又は情報提供を含むがこれらに限らない。）を行わず、公開買付者ら以外の第三者から当該行為に関する勧誘、提案、情報提供又は申込みを受けた場合には、直ちに公開買付者らにその旨及びこれらの内容を通知し、かかる第三者への対応について公開買付者らと誠実に協議する。

(ウ) 本不応募合意株主（ムトウエンタープライズ2）及び公開買付者らは、対象者をして、本株式併合の効力発生を条件として、本株式併合の効力発生日の翌営業日又は公開買付者ら及び対象者が別途合意する日を効力発生日として、本自己株式取得（ムトウエンタープライズ2）に必要な資金及び配当可能利益を確保するために、公開買付者らに対する第三者割当増資により資金を調達し、かつ本減資等を実施させたうえで、本減資等の効力発生日の翌営業日又は公開買付者ら及び対象者が別途合意する日に本自己株式取得（ムトウエンタープライズ2）を実施させる。

(エ) 本不応募合意株式（ムトウエンタープライズ2）1株当たりの対価額は1,872円とする。

(オ) 本不応募合意株主（ムトウエンタープライズ2）は、本不応募契約（ムトウエンタープライズ2）締結日から本自己株式取得（ムトウエンタープライズ2）日までの間、本不応募契約（ムトウエンタープライズ2）に明示的に定める事項を除き、公開買付者らの事前の書面による承諾なく、対象者の株主総会の招集請求権（会社法第297条）、株主提案権（会社法第303条乃至第305条）その他の株主権を行使しない。

(カ) 本不応募合意株主（ムトウエンタープライズ2）は、本不応募契約（ムトウエンタープライズ2）締結日から本自己株式取得（ムトウエンタープライズ2）日までの間に開催される対象者の株主総会において議決権を行使できる場合、() 剰余金の配当その他の処分に関する議案、() 株主提案に係る議案、及び() 可決されれば対象者グループの財政状態、経営成績、キャッシュ・フロー、事業、資産、負債若しくは将来の収益計画又はその見通しに重大な影響を及ぼす又は及ぼすことが合理的に予想される議案が上程されるときは、その保有する対象者株式に係る当該株主総会における議決権について、当該議案に反対の議決権を行使する。ただし、公開買付者らが事前に書面で承諾した議案については賛成の議決権を行使する。

(キ) 本公開買付けが成立した場合において、本公開買付けの決済開始日より前の日を権利行使の基準日とする対象者の株主総会が、本公開買付け決済開始日以降に開催される場合、本不応募合意株主（ムトウエンタープライズ2）は、本不応募合意株式（ムトウエンタープライズ2）に係る当該株主総会における議決権その他の一切の権利行使について、公開買付者らの指示に従って権利行使し、公開買付者らの意思が適切に反映されるために必要な措置（もしあれば）を執る。

(ク) 本不応募合意株主（ムトウエンタープライズ2）及び公開買付者らは、本不応募契約（ムトウエンタープライズ2）締結日以降、() 自らの表明及び保証（注2）が虚偽若しくは不正確となる具体的なおそれがある事由を認識した場合、又は() 自らの本不応募契約（ムトウエンタープライズ2）上の義務違反を認識した場合には、速やかに、相手方当事者に書面で事実関係を特定して通知するものとする。

(注2) 本不応募契約（ムトウエンタープライズ2）において、本不応募合意株主（ムトウエンタープライズ2）は、公開買付者らに対して、本不応募合意株主（ムトウエンタープライズ2）に関して 設立及び存続、本不応募契約（ムトウエンタープライズ2）の締結及び履行、強制執行可能性、法令等との抵触の不存在、倒産手続の不存在、反社会的勢力等との取引の不存在、対象者株式の保有について表明及び保証を行っている。公開買付者らは、本不応募合意株主（ムトウエンタープライズ2）に対して、設立及び存続、本不応募契約（ムトウエンタープライズ2）の締結及び履行、

強制執行の可能性、法令等の抵触の不存在、倒産手続の不存在、反社会的勢力等との取引の不存在について表明及び保証を行っている。

その他、本不応募契約（ムトウエンタープライズ2）においては、本不応募契約（ムトウエンタープライズ2）に基づく義務の不履行又は表明保証事項違反が生じた場合の相手方当事者に対する補償義務が定められている。また、本不応募契約（ムトウエンタープライズ2）においては、（ ）相手方当事者の表明及び保証の重大な違反があった場合、（ ）相手方当事者の本不応募契約（ムトウエンタープライズ2）上の義務の重大な不履行があった場合、（ ）相手方当事者につき倒産手続の開始の申立てがなされた場合が解除事由として、(a)公開買付者らが本公開買付けを適法に撤回した場合、又は(b)本公開買付けに係る応募株券等の総数が買付予定数の下限に満たなかった場合が終了事由として規定されている。

本不応募契約（光通信グループ）

公開買付者らは、光通信グループとの間で2026年9月14日付で本不応募契約（光通信グループ）を締結し、本不応募合意株式（光通信グループ）について、本公開買付けに応募しない旨の合意をしております。また、本不応募契約（光通信グループ）において、以下の内容を合意しております。なお、本不応募契約（光通信グループ）を除いて、公開買付者らと光通信グループとの間で本取引に関する合意は締結されておりません。公開買付者らは、本公開買付けに関して、本不応募契約（光通信グループ）以外に、光通信グループとの間で合意を行っておらず、本自己株式取得（光通信グループ）による対価以外に、本取引に際して公開買付者らから光通信グループに対して供与される利益は存在しません。

- （ア）本不応募合意株主（光通信グループ）は、本不応募契約（光通信グループ）締結日から本自己株式取得（光通信グループ）日までの間、本不応募合意株式（光通信グループ）の全部又は一部について、譲渡、担保設定その他の処分（本公開買付け以外の公開買付けへの応募を含むがこれに限らない。）を行わず、また、対象者株式又は対象者株式に係る権利の取得を行わない。
- （イ）本不応募合意株主（光通信グループ）は、自ら又は他の者をして、公開買付者ら以外の者との間で、直接又は間接に、本公開買付けと競合、矛盾若しくは抵触し、又はそのおそれのある一切の行為（第三者との合意、合意に向けた申込み、申込みの誘引、承諾、協議、交渉、勧誘又は情報提供を含むがこれらに限らない。）を行わず、公開買付者ら以外の第三者から当該行為に関する勧誘、提案、情報提供又は申込みを受けた場合には、直ちに公開買付者らにその旨及びこれらの内容を通知し、かかる第三者への対応について公開買付者らと誠実に協議する。
- （ウ）光通信KK及びUHPartners 2は、本公開買付けが成立した場合、本公開買付けの決済開始日の翌日以降かつ本株式併合の効力発生日の前営業日前までに、本現物分配を行う。
- （エ）公開買付者らは、対象者をして、本スクイズアウト手続を実施させるものとし、本スクイズアウト手続に必要な一切の行為を行うものとする。光通信グループは、本臨時株主総会において、当該時点で所有する全ての対象者株式に係る議決権の行使として、本株式併合に関連する議案を含む全ての議案に賛成するものとする。
- （オ）公開買付者らは、対象者をして、本株式併合の効力発生を条件として、本株式併合の効力発生日の翌営業日又は公開買付者ら及び対象者が別途合意する日を効力発生日として、本自己株式取得（光通信グループ）に必要な資金及び配当可能利益を確保するために、公開買付者らに対する第三者割当増資により資金を調達し、かつ本減資等を実施させたうえで、本減資等の効力発生日の翌営業日又は公開買付者ら及び対象者が別途合意する日に本自己株式取得（光通信グループ）を実施させる。
- （カ）本自己株式取得価格（光通信グループ）は2,061円とする。
- （キ）本不応募合意株主（光通信グループ）は、本不応募契約（光通信グループ）締結日から本自己株式取得（光通信グループ）日までの間、本不応募契約（光通信グループ）に明示的に定める事項を除き、公開買付者らの事前の書面による承諾なく、対象者の株主総会の招集請求権（会社法第297条）、株主提案権（会社法第303条乃至第305条）その他の株主権を行使しない。
- （ク）本不応募合意株主（光通信グループ）は、本不応募契約（光通信グループ）締結日から本自己株式取得（光通信グループ）日までの間に開催される対象者の株主総会において議決権を行使できる場合、（ ）剰余金の配当その他の処分に関する議案、（ ）株主提案に係る議案、及び（ ）可決されれば対象者グループの財政状態、経営成績、キャッシュ・フロー、事業、資産、負債若しくは将来の収益計画又はその見通しに重大な影響を及ぼす又は及ぼすことが合理的に予想される議案が上程されるときは、その保有する対象者株式に係る当該株主総会における議決権について、当該議案に反対の議決権を行使する。ただし、公開買付者らが事前に書面で承諾した議案についてはこの限りでない。
- （ケ）本公開買付けが成立した場合において、本公開買付けの決済開始日より前の日を権利行使の基準日とする対象者の株主総会が、本公開買付け決済開始日以降に開催される場合、本不応募合意株主（光通信グループ）は、本不応募合意株式（光通信グループ）に係る当該株主総会における議決権その他の一切の権利行使について、公開買付者らの意思が適切に反映されるために必要な措置（もしあれば）を執る。
- （コ）本不応募合意株主（光通信グループ）及び公開買付者らは、本不応募契約（光通信グループ）締結日以降、（ ）自らの表明及び保証（注2-1）が虚偽若しくは不正確となる具体的なおそれがある事由を認識し

た場合、又は()自らの本不応募契約(光通信グループ)上の義務違反を認識した場合には、速やかに、相手方当事者に書面で事実関係を特定して通知するものとする。

(注2-1) 本不応募契約(光通信グループ)において、本不応募合意株主(光通信グループ)は、公開買付者らに対して、本不応募合意株主(光通信グループ)に関して 設立及び存続、 本不応募契約(光通信グループ)の締結及び履行、 強制執行可能性、 法令等との抵触の不存在、 倒産手続の不存在、 反社会的勢力等との取引の不存在、 対象者株式の保有、 情報開示について表明及び保証を行っている。公開買付者らは、本不応募合意株主(光通信グループ)に対して、設立及び存続、 本不応募契約(光通信グループ)の締結及び履行、 強制執行の可能性、 法令等との抵触の不存在、 倒産手続の不存在、 反社会的勢力等との取引の不存在について表明及び保証を行っている。

その他、本不応募契約(光通信グループ)においては、本不応募契約(光通信グループ)に基づく義務の不履行又は表明保証事項違反が生じた場合の相手方当事者に対する補償義務が定められている。また、本不応募契約(光通信グループ)においては、()相手方当事者の表明及び保証の重大な違反があった場合、()相手方当事者の本不応募契約(光通信グループ)上の義務の重大な不履行があった場合、()相手方当事者につき倒産手続の開始の申立てがなされた場合が解除事由として、(a)公開買付者らが本公開買付けを適法に撤回した場合、又は(b)本公開買付けに係る応募株券等の総数が買付予定数の下限に満たなかった場合が終了事由として規定されている。

__ 本応募契約(武藤氏)

<中略>

(ク)武藤氏は、対象者が、本自己株式取得(ムトウエンタープライズ2)を行った後速やかに、武藤氏及び公開買付者らが別途合意する価格(ただし、公開買付けにおける価格の均一性の規制に反しないことを前提とする。)で、武藤氏の公開買付者親会社らの議決権保有割合がそれぞれ5%になるよう公開買付者親会社らの普通株式をそれぞれ引き受けるものとする。

<中略>

__ 本応募契約(ムトウエンタープライズ3)

<後略>

(7)【その他公開買付けに関する重要な事項】

(訂正前)

公開買付者らは、上記「(1)公開買付けの目的の概要」に記載のとおり、本スクイズアウト手続後、本資金提供及び本減資等を実施し、本自己株式取得を実施することを予定しており、その後、本再出資を実施することを予定しております。

(訂正後)

公開買付者らは、上記「(1)公開買付けの目的の概要」に記載のとおり、本スクイズアウト手続後、本資金提供及び本減資等を実施し、本自己株式取得を実施することを予定しており、その後、本再出資を実施することを予定しております。また、光通信グループは、本臨時株主総会の決議及び対象者株式の上場廃止後、本株式併合の効力発生の直前までに本現物分配を実施する予定です。

5 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間等】

【買付け等の期間】

(訂正前)

買付け等の期間	2026年 8 月 4 日 (火曜日) から2026年 9 月15日 (火曜日) まで (30営業日)
公告日	2026年 8 月 4 日 (火曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 電子公告アドレス (https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)

(訂正後)

買付け等の期間	2026年 8 月 4 日 (火曜日) から2026年10月 5 日 (月曜日) まで (41営業日)
公告日	2026年 8 月 4 日 (火曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 電子公告アドレス (https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)

(2) 【買付け等の価格】

(訂正前)

株券	1 株につき金2,250円
新株予約権証券	—
新株予約権付社債券	—
株券等信託受益証券 ()	—
株券等預託証券 ()	—

(訂正後)

株券	1 株につき金2,270円
新株予約権証券	—
新株予約権付社債券	—
株券等信託受益証券 ()	—
株券等預託証券 ()	—

(3) 【買付予定の株券等の数】

(訂正前)

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	12,303,225 (株)	6,707,800 (株)	— (株)
合計	12,303,225 (株)	6,707,800 (株)	— (株)

(注 1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限 (6,707,800株) に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注 2) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は、本公開買付けにおいて公開買付者らが買付け等を行う対象者株式の最大数 (12,303,225株) を記載しております。当該最大数は、本基準株式数 (16,704,625株) から、本不応募合意株式の数 (4,401,400株) を控除した株式数です。

< 後略 >

(訂正後)

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	10,644,725 (株)	5,049,300 (株)	— (株)
合計	10,644,725 (株)	5,049,300 (株)	— (株)

(注 1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限 (5,049,300株) に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注 2) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は、本公開買付けにおいて公開買付者らが買付け等を行う対象者株式の最大数 (10,644,725株) を記載しております。当該最大数は、本基準株式数 (16,704,625株) から、本不応募合意株式の数 (6,059,900株) を控除した株式数です。

< 後略 >

6【買付け等を行った後における株券等所有割合】

(訂正前)

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	123,032
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	-
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(2026年8月4日現在)(個)(d)	-
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2026年8月4日現在)(個)(g)	49,270
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	-
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	-
対象者の総株主等の議決権の数(2025年12月31日現在)(個)(j)	166,540
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	73.62
買付け等を行った後における株券等所有割合 ((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i))×100)(%)	99.96

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(12,303,225株)に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2026年8月4日現在)(個)(g)」は、各特別関係者(ただし、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。なお、本公開買付けにおいては、特別関係者の所有する株券等(ただし、本不応募合意株式を除きます。)についても本公開買付けの対象としているため、「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、本不応募合意株式(4,401,400株)に係る議決権の数(44,014個)のみを分子に加算しております。

<後略>

(訂正後)

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	106,447
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	-
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(2026年9月15日現在)(個)(d)	-
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2026年9月15日現在)(個)(g)	65,855
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	-
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	-
対象者の総株主等の議決権の数(2025年12月31日現在)(個)(j)	166,540
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	63.70
買付け等を行った後における株券等所有割合 ($((a + d + g) / (j + (b - c) + (e - f) + (h - i))) \times 100$)(%)	99.96

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(10,644,725株)に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2026年9月15日現在)(個)(g)」は、各特別関係者(ただし、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。なお、本公開買付けにおいては、特別関係者の所有する株券等(ただし、本不応募合意株式を除きます。)についても本公開買付けの対象としているため、「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、本不応募合意株式(6,059,900株)に係る議決権の数(60,599個)のみを分子に加算しております。

<後略>

9【買付け等に要する資金】

(1)【買付け等に要する資金等】

(訂正前)

買付代金 (円) (a)	<u>27,682,256,250</u>
金銭以外の対価の種類	—
金銭以外の対価の総額	—
買付手数料 (円) (b)	200,000,000
その他 (円) (c)	<u>8,000,000</u>
合計(a) + (b) + (c)	<u>27,890,256,250</u>

(注 1) 「買付代金 (円) (a)」欄には、買付予定数 (12,303,225株) に本公開買付価格 (2,250円) を乗じた金額を記載しております。

< 後略 >

(訂正後)

買付代金 (円) (a)	<u>24,163,525,750</u>
金銭以外の対価の種類	—
金銭以外の対価の総額	—
買付手数料 (円) (b)	200,000,000
その他 (円) (c)	<u>14,000,000</u>
合計(a) + (b) + (c)	<u>24,377,525,750</u>

(注 1) 「買付代金 (円) (a)」欄には、買付予定数 (10,644,725株) に本公開買付価格 (2,270円) を乗じた金額を記載しております。

< 後略 >

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

【届出日以後に借入を予定している資金】

(訂正前)

イ【金融機関】

(Amsterdam1)

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額（百万円）
1	—	—	—	—
2	銀行	株式会社みずほ銀行 （東京都千代田区丸の内一丁目3番3号）	買付け等に要する資金に充当するための借入（注） (1) タームローンA 借入期間：7年（分割返済） 金利：全銀協日本円TIBORに 基づく変動金利 担保：対象者株式等 (2) タームローンB 借入期間：7年期限（一括返済） 金利：全銀協日本円TIBORに 基づく変動金利 担保：対象者株式等	(1) タームローンA 4,612.5 (2) タームローンB 4,612.5
計(b)				9,225

（注6） Amsterdam1は、上記金額の裏付けとして、みずほ銀行から9,225百万円を限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書を2026年8月3日付で取得しております。なお、当該融資の貸付実行の前提条件として、本書の添付書類である融資証明書記載のものが定められる予定です。

(Amsterdam2)

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額（百万円）
1	—	—	—	—
2	銀行	株式会社みずほ銀行 （東京都千代田区丸の内一丁目3番3号）	買付け等に要する資金に充当するための借入（注） (1) タームローンA 借入期間：7年（分割返済） 金利：全銀協日本円TIBORに 基づく変動金利 担保：対象者株式等 (2) タームローンB 借入期間：7年（期限一括返済） 金利：全銀協日本円TIBORに 基づく変動金利 担保：対象者株式等	(1) タームローンA 3,887.5 (2) タームローンB 3,887.5
計(b)				7,775

（注7） Amsterdam2は、上記金額の裏付けとして、みずほ銀行から7,775百万円を限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書を2026年8月3日付で取得しております。なお、当該融資の貸付実行の前提条件として、本書の添付書類である融資証明書記載のものが定められる予定です。

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額（百万円）
—	—	—	—
計(c)			—

【その他資金調達方法】

(Amsterdam1)

内容	金額（百万円）
Helsinki1による出資（Amsterdam1が処分する自己株式の引受け）	7,635
計(d)	7,635

（注１） Amsterdam1は、上記金額に相当する出資の裏付けとして、2026年８月３日付で、Helsinki1より、Amsterdam1に対して7,635百万円を限度として出資を行う用意がある旨の出資証明書を取得しております。また、Helsinki1は、2026年８月３日付で、US Fundより、Helsinki1に対して合計2,451百万円を限度として出資及びHelsinki1が発行する転換社債型新株予約権付社債の引受けを行う用意がある旨の出資証明書を、Non-US Fundより、Helsinki1に対して合計1,316百万円を限度として出資及びHelsinki1が発行する転換社債型新株予約権付社債の引受けを行う用意がある旨の出資証明書を、JPY FundよりHelsinki1に対して合計2,329百万円を限度として出資を及びHelsinki1が発行する転換社債型新株予約権付社債の引受けを行う用意がある旨の出資証明書を、N-MEZ投資事業有限責任組合２号より、Helsinki1に対して1,600百万円を限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書を、それぞれ取得しております。

< 中略 >

(Amsterdam2)

内容	金額（百万円）
Helsinki2による出資（Amsterdam2が処分する自己株式の引受け）	7,635
計(d)	7,635

（注１） Amsterdam2は、上記金額に相当する出資の裏付けとして、2026年８月３日付で、Helsinki2より、Amsterdam2に対して7,635百万円を限度として出資を行う用意がある旨の出資証明書を取得しております。また、Helsinki2は、2026年８月３日付で、US Fundより、Helsinki2に対して合計2,451百万円を限度として出資及びHelsinki2が発行する転換社債型新株予約権付社債の引受けを行う用意がある旨の出資証明書を、Non-US Fundより、Helsinki2に対して合計1,316百万円を限度として出資及びHelsinki2が発行する転換社債型新株予約権付社債の引受けを行う用意がある旨の出資証明書を、JPY FundよりHelsinki2に対して合計2,329百万円を限度として出資及びHelsinki2が発行する転換社債型新株予約権付社債の引受けを行う用意がある旨の出資証明書を、N-MEZ投資事業有限責任組合2号より、Helsinki2に対して1,600百万円を限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書を、それぞれ取得しております。

< 後略 >

(訂正後)

イ【金融機関】

(Amsterdam1)

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(百万円)
1	—	—	—	—
2	銀行	株式会社みずほ銀行 (東京都千代田区丸の内一丁目3番3号)	買付け等に要する資金に充当するための借入(注) (1) タームローンA 借入期間: 7年(分割返済) 金利: 全銀協日本円TIBORに基づく変動金利 担保: 対象者株式等 (2) タームローンB 借入期間: 7年期限(一括返済) 金利: 全銀協日本円TIBORに基づく変動金利 担保: 対象者株式等	(1) タームローンA 4,612.5 (2) タームローンB 4,612.5
計(b)				9,225

(注6) Amsterdam1は、上記金額の裏付けとして、みずほ銀行から9,225百万円を限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書を2026年9月15日付で取得しております。なお、当該融資の貸付実行の前提条件として、本書の添付書類である融資証明書記載のものが定められる予定です。

(Amsterdam2)

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(百万円)
1	—	—	—	—
2	銀行	株式会社みずほ銀行 (東京都千代田区丸の内一丁目3番3号)	買付け等に要する資金に充当するための借入(注) (1) タームローンA 借入期間: 7年(分割返済) 金利: 全銀協日本円TIBORに基づく変動金利 担保: 対象者株式等 (2) タームローンB 借入期間: 7年(期限一括返済) 金利: 全銀協日本円TIBORに基づく変動金利 担保: 対象者株式等	(1) タームローンA 3,887.5 (2) タームローンB 3,887.5
計(b)				7,775

(注7) Amsterdam2は、上記金額の裏付けとして、みずほ銀行から7,775百万円を限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書を2026年9月15日付で取得しております。なお、当該融資の貸付実行の前提条件として、本書の添付書類である融資証明書記載のものが定められる予定です。

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(百万円)
—	—	—	—
計(c)			—

【その他資金調達方法】

(Amsterdam1)

内容	金額（百万円）
Helsinki1による出資（Amsterdam1が処分する自己株式の引受け）	7,635
計(d)	7,635

（注１） Amsterdam1は、上記金額に相当する出資の裏付けとして、2026年８月３日付で、Helsinki1より、Amsterdam1に対して7,635百万円を限度として出資を行う用意がある旨の出資証明書を取得しております。また、Helsinki1は、2026年８月３日付で、US Fundより、Helsinki1に対して合計2,451百万円を限度として出資及びHelsinki1が発行する転換社債型新株予約権付社債の引受けを行う用意がある旨の出資証明書を、Non-US Fundより、Helsinki1に対して合計1,316百万円を限度として出資及びHelsinki1が発行する転換社債型新株予約権付社債の引受けを行う用意がある旨の出資証明書を、JPY FundよりHelsinki1に対して合計2,329百万円を限度として出資を及びHelsinki1が発行する転換社債型新株予約権付社債の引受けを行う用意がある旨の出資証明書を、2026年９月15日付で N-MEZ投資事業有限責任組合２号より、Helsinki1に対して1,600百万円を限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書を、それぞれ取得しております。

< 中略 >

(Amsterdam2)

内容	金額（百万円）
Helsinki2による出資（Amsterdam2が処分する自己株式の引受け）	7,635
計(d)	7,635

（注１） Amsterdam2は、上記金額に相当する出資の裏付けとして、2026年８月３日付で、Helsinki2より、Amsterdam2に対して7,635百万円を限度として出資を行う用意がある旨の出資証明書を取得しております。また、Helsinki2は、2026年８月３日付で、US Fundより、Helsinki2に対して合計2,451百万円を限度として出資及びHelsinki2が発行する転換社債型新株予約権付社債の引受けを行う用意がある旨の出資証明書を、Non-US Fundより、Helsinki2に対して合計1,316百万円を限度として出資及びHelsinki2が発行する転換社債型新株予約権付社債の引受けを行う用意がある旨の出資証明書を、JPY FundよりHelsinki2に対して合計2,329百万円を限度として出資及びHelsinki2が発行する転換社債型新株予約権付社債の引受けを行う用意がある旨の出資証明書を、2026年９月15日付で N-MEZ投資事業有限責任組合２号より、Helsinki2に対して1,600百万円を限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書を、それぞれ取得しております。

< 後略 >

1 1 【決済の方法】

(2) 【決済の開始日】

(訂正前)

2026年 9月25日 (金曜日)

(訂正後)

2026年 10月13日 (火曜日)

1 2 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の13第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容】

(訂正前)

応募株券等の総数が買付予定数の下限 (6,707,800株) に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限 (6,707,800株) 以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(訂正後)

応募株券等の総数が買付予定数の下限 (5,049,300株) に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限 (5,049,300株) 以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1【株券等の所有状況】

(1)【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(訂正前)

(Amsterdam1)

(2026年8月4日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第2項第2号に該当する株券等の数	令第7条第2項第3号に該当する株券等の数
株券	49,270(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券()	—	—	—
株券等預託証券()	—	—	—
合計	49,270	—	—
所有株券等の合計数	49,270	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(注1) 特別関係者である対象者は、2026年3月31日現在、対象者株式1,020,975株を所有しておりますが、全て自己株式であるため、議決権はありません。

(Amsterdam2)

(2026年8月4日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第2項第2号に該当する株券等の数	令第7条第2項第3号に該当する株券等の数
株券	49,270(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券()	—	—	—
株券等預託証券()	—	—	—
合計	49,270	—	—
所有株券等の合計数	49,270	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(注2) 特別関係者である対象者は、2026年3月31日現在、対象者株式1,020,975株を所有しておりますが、全て自己株式であるため、議決権はありません。

(訂正後)

(Amsterdam1)

(2026年9月15日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第2項第2号に該当する株券等の数	令第7条第2項第3号に該当する株券等の数
株券	65,855 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	65,855	—	—
所有株券等の合計数	65,855	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(注1) 特別関係者である対象者は、2026年3月31日現在、対象者株式1,020,975株を所有しておりますが、全て自己株式であるため、議決権はありません。

(Amsterdam2)

(2026年9月15日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第2項第2号に該当する株券等の数	令第7条第2項第3号に該当する株券等の数
株券	65,855 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	65,855	—	—
所有株券等の合計数	65,855	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(注2) 特別関係者である対象者は、2026年3月31日現在、対象者株式1,020,975株を所有しておりますが、全て自己株式であるため、議決権はありません。

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）】

(訂正前)

(2026年 8 月 4 日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第2項第2号に該当する株券等の数	令第7条第2項第3号に該当する株券等の数
株券	49,270 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	49,270	—	—
所有株券等の合計数	49,270	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	—	—	—

(注 1) 特別関係者である対象者は、2026年3月31日現在、対象者株式1,020,975株を所有しておりますが、全て自己株式であるため、議決権はありません。

(訂正後)

(2026年 9 月 15 日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第2項第2号に該当する株券等の数	令第7条第2項第3号に該当する株券等の数
株券	65,855 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	65,855	—	—
所有株券等の合計数	65,855	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	—	—	—

(注 1) 特別関係者である対象者は、2026年3月31日現在、対象者株式1,020,975株を所有しておりますが、全て自己株式であるため、議決権はありません。

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）】

【特別関係者】

(訂正前)

< 前略 >

(2026年 8 月 4 日現在)

氏名又は名称	株式会社ムトウエンタープライズ 2
住所又は所在地	神奈川県横浜市神奈川区六角橋六丁目22 - 15
職業又は事業の内容	有価証券の所有・管理
連絡先	連絡者 株式会社 J P M C 連絡場所 東京都千代田区丸の内三丁目 4 番 2 号 電話番号 03 - 6268 - 5225 (代表)
公開買付者との関係	公開買付者らとの間で共同して株主としての議決権その他の権利を行使することに合意している者

(注 2) 株式会社ムトウエンタープライズ 2 は、本不応募契約において、本公開買付けが成立し、公開買付者らが対象者株式の全てを取得できなかった場合に、本公開買付けの成立後に開催される対象者の臨時株主総会において、公開買付者らとの間で共同して株主としての議決権その他の権利を行使することに合意しておりますので、特別関係者として記載しております。

< 後略 >

(訂正後)

< 前略 >

(2026年 8 月 4 日現在)

氏名又は名称	株式会社ムトウエンタープライズ 2
住所又は所在地	神奈川県横浜市神奈川区六角橋六丁目22 - 15
職業又は事業の内容	有価証券の所有・管理
連絡先	連絡者 株式会社 J P M C 連絡場所 東京都千代田区丸の内三丁目 4 番 2 号 電話番号 03 - 6268 - 5225 (代表)
公開買付者との関係	公開買付者らとの間で共同して株主としての議決権その他の権利を行使することに合意している者

(注 2) 株式会社ムトウエンタープライズ 2 は、本不応募契約（ムトウエンタープライズ 2）において、本公開買付けが成立し、公開買付者らが対象者株式の全てを取得できなかった場合に、本公開買付けの成立後に開催される対象者の臨時株主総会において、公開買付者らとの間で共同して株主としての議決権その他の権利を行使することに合意しておりますので、特別関係者として記載しております。

(2026年9月15日現在)

氏名又は名称	光通信K K投資事業有限責任組合
住所又は所在地	東京都豊島区西池袋一丁目4番10号
職業又は事業の内容	有価証券の保有管理及び投資運用
連絡先	連絡者 光通信株式会社 市川 容子 連絡場所 東京都豊島区西池袋一丁目4番10号 電話番号 03 - 6863 - 0213
公開買付者との関係	公開買付者らとの間で共同して株主としての議決権その他の権利を行使することに合意している者

(注2 - 1) 光通信KKは、本不応募契約(光通信グループ)において、本公開買付けが成立し、公開買付者らが対象者株式の全てを取得できなかった場合に、本公開買付けの成立後に開催される対象者の臨時株主総会において、公開買付者らとの間で共同して株主としての議決権その他の権利を行使することに合意しておりますので、特別関係者として記載しております。

(2026年9月15日現在)

氏名又は名称	UH Partners 2投資事業有限責任組合
住所又は所在地	東京都豊島区南池袋二丁目9番9号
職業又は事業の内容	有価証券の保有管理及び投資運用
連絡先	連絡者 光通信株式会社 市川 容子 連絡場所 東京都豊島区西池袋一丁目4番10号 電話番号 03 - 6863 - 0213
公開買付者との関係	公開買付者らとの間で共同して株主としての議決権その他の権利を行使することに合意している者

(注2 - 2) UH Partners 2は、本不応募契約(光通信グループ)において、本公開買付けが成立し、公開買付者らが対象者株式の全てを取得できなかった場合に、本公開買付けの成立後に開催される対象者の臨時株主総会において、公開買付者らとの間で共同して株主としての議決権その他の権利を行使することに合意しておりますので、特別関係者として記載しております。

(2026年9月15日現在)

氏名又は名称	光通信株式会社
住所又は所在地	東京都豊島区西池袋一丁目4番10号
職業又は事業の内容	有価証券の保有管理及び投資運用
連絡先	連絡者 光通信株式会社 市川 容子 連絡場所 東京都豊島区西池袋一丁目4番10号 電話番号 03 - 6863 - 0213
公開買付者との関係	公開買付者らとの間で共同して株主としての議決権その他の権利を行使することに合意している者

(注2 - 3) 光通信株は、本不応募契約(光通信グループ)において、本公開買付けが成立し、公開買付者らが対象者株式の全てを取得できなかった場合に、本公開買付けの成立後に開催される対象者の臨時株主総会において、公開買付者らとの間で共同して株主としての議決権その他の権利を行使することに合意しておりますので、特別関係者として記載しております。

(2026年9月15日現在)

氏名又は名称	HIKARI TSUSHIN INVESTMENTS OKINAWA株式会社
住所又は所在地	沖縄県名護市東江五丁目5番35号
職業又は事業の内容	有価証券の保有管理及び投資運用
連絡先	連絡者 光通信株式会社 市川 容子 連絡場所 東京都豊島区西池袋一丁目4番10号 電話番号 03 - 6863 - 0213
公開買付者との関係	公開買付者らとの間で共同して株主としての議決権その他の権利を行使することに合意している者

(注2 - 4) HTIOは、本不応募契約(光通信グループ)において、本公開買付けが成立し、公開買付者らが対象者株式の全てを取得できなかった場合に、本公開買付けの成立後に開催される対象者の臨時株主総会において、本不応募合意株主(光通信グループ)を通じて、公開買付者らとの間で共同して株主としての議決権その他の権利を行使することに合意しておりますので、実質的には公開買付者らとの間で共同して対象者の株主として議決権その他の権利を行使することに合意している者に該当すると判断し、特別関係者として記載しております。

<後略>

【所有株券等の数】

(訂正前)

< 前略 >

株式会社ムトウエンタープライズ2

(2026年8月4日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第2項第2号に該当する株券等の数	令第7条第2項第3号に該当する株券等の数
株券	44,014 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	44,014	—	—
所有株券等の合計数	44,014	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

< 後略 >

(訂正後)

< 前略 >

株式会社ムトウエンタープライズ2

(2026年8月4日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第2項第2号に該当する株券等の数	令第7条第2項第3号に該当する株券等の数
株券	44,014 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	44,014	—	—
所有株券等の合計数	44,014	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

光通信 K K 投資事業有限責任組合

(2026年9月15日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第2項第2号に該当する株券等の数	令第7条第2項第3号に該当する株券等の数
株券	11,652 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	11,652	—	—
所有株券等の合計数	11,652	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(一)	—	—

U H Partners 2 投資事業有限責任組合

(2026年9月15日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第2項第2号に該当する株券等の数	令第7条第2項第3号に該当する株券等の数
株券	3,161 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	3,161	—	—
所有株券等の合計数	3,161	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(一)	—	—

光通信株式会社

(2026年9月15日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第2項第2号に該当する株券等の数	令第7条第2項第3号に該当する株券等の数
株券	1,772 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	1,772	—	—
所有株券等の合計数	1,772	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(一)	—	—

HIKARI TSUSHIN INVESTMENTS OKINAWA株式会社

(2026年9月15日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第2項第2号に該当する株券等の数	令第7条第2項第3号に該当する株券等の数
株券	0(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券()	—	—	—
株券等預託証券()	—	—	—
合計	0	—	—
所有株券等の合計数	0	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

<後略>

5【大量保有報告書等の提出状況】

(訂正前)

(1) 公開買付者ら又は特別関係者が本書提出日の5年前の日より後に提出した大量保有報告書及び変更報告書並びにこれらの訂正報告書は以下のとおりです。

名称	提出者	提出年月日
変更報告書No.12	武藤 英明及び株式会社ムトウエンタープライズ(連名)	2023年6月6日
大量保有報告書	武藤 英明及びムトウエンタープライズ2(連名)	2023年6月6日
変更報告書No.1	武藤 英明及びムトウエンタープライズ2(連名)	2024年1月25日
変更報告書No.2	武藤 英明及びムトウエンタープライズ2(連名)	2024年1月25日
訂正報告書	武藤 英明及びムトウエンタープライズ2(連名)	2024年1月30日
訂正報告書	武藤 英明及びムトウエンタープライズ2(連名)	2024年1月30日
変更報告書No.3	武藤 英明及びムトウエンタープライズ2(連名)	2025年3月12日

(2) 公開買付期間中に提出期限が到来する大量保有報告書又は変更報告書は以下のとおりです。

名称	提出者	提出予定年月日(注)
大量保有報告書の変更報告書	武藤 英明及びムトウエンタープライズ2(連名)	2026年8月10日

(注) 提出予定年月日は、法定の提出期限を記載しております。

(訂正後)

- (1) 公開買付者ら又は特別関係者が本書提出日の5年前の日より後に提出した大量保有報告書及び変更報告書並びにこれらの訂正報告書は以下のとおりです。

名称	提出者	提出年月日
変更報告書No.12	武藤 英明及び株式会社ムトウエンタープライズ(連名)	2023年6月6日
大量保有報告書	武藤 英明及びムトウエンタープライズ2(連名)	2023年6月6日
変更報告書No. 1	武藤 英明及びムトウエンタープライズ2(連名)	2024年1月25日
変更報告書No. 2	武藤 英明及びムトウエンタープライズ2(連名)	2024年1月25日
訂正報告書	武藤 英明及びムトウエンタープライズ2(連名)	2024年1月30日
訂正報告書	武藤 英明及びムトウエンタープライズ2(連名)	2024年1月30日
大量保有報告書	光通信株式会社	2024年5月24日
変更報告書No. 1	光通信株式会社	2024年7月5日
変更報告書No. 2	光通信株式会社	2024年9月30日
変更報告書No. 3	武藤 英明及びムトウエンタープライズ2(連名)	2025年3月12日
変更報告書No. 3	光通信株式会社及び株式会社UHPartners 2(連名)	2025年5月28日
変更報告書No. 4	光通信株式会社及び株式会社UHPartners 2(連名)	2025年9月26日

- (2) 公開買付期間中に提出期限が到来する大量保有報告書又は変更報告書は以下のとおりです。

名称	提出者	提出予定年月日(注)
大量保有報告書の変更報告書	武藤 英明及びムトウエンタープライズ2(連名)	2026年8月10日
大量保有報告書の変更報告書	光通信株式会社及び株式会社UHPartners 2(連名)	2026年9月24日

(注) 提出予定年月日は、法定の提出期限を記載しております。

公開買付届出書の添付書類

(1) 公開買付条件等の変更の公告

公開買付者らは、本公開買付けについて買付条件等の変更を行ったため、2026年9月14日付で「公開買付条件等の変更の公告」の電子公告を行い、同月15日付で、「公開買付条件等の変更の公告の訂正の公告」の電子公告を行いました。当該「公開買付条件等の変更の公告」及び「公開買付条件等の変更の公告の訂正の公告」を2026年8月4日付「公開買付開始公告」(2026年8月6日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。)の変更として本書に添付いたします。なお、「公開買付条件等の変更の公告」を行った旨は、2026年9月15日付の日本経済新聞に掲載されており、「公開買付条件等の変更の公告の訂正の公告」を行った旨は、日本経済新聞に遅滞なく掲載する予定です。

(2) 融資証明書

公開買付者らは、本公開買付けについて買付条件等の変更を行ったため、公開買付者が株式会社みずほ銀行及びN-MEZ投資事業有限責任組合2号から取得した融資証明書に変更がありましたので、添付の融資証明書と差し替えます。